

第2章 農業生産等を行う組織経営体の動向

小野 智昭

1. はじめに

(1) 組織経営体等の定義

本章は、農業センサスにおける農業生産等を行う組織経営体（以下、「生産組織経営体」という）の現状、特に、2010年農業センサスで注目された集落営農組織の展開下での水田作経営における組織経営体の現状を把握することを目的とする。

まず、農業センサスの定義を第2-1表に示す。2000年農業センサスまでの旧定義における世帯以外が「農家以外の農業事業体」で、これには販売目的、牧草地経営体、その他の3種がある⁽¹⁾。また、農業生産を行う農業事業体ではないが作業受託（構成員からの員内受託を含む）を行う事業所が「農業サービス事業体」であり、農業生産組織、農協等の育苗センター、ライスセンター等に加えて個人・世帯によるものを含む。

2005年農業センサスから調査体系が変更され、農業経営体概念が新たに導入されて、世帯である「家族経営体」と世帯以外の「組織経営体」が表章され、また、調査方法が全面自計方式に変更される⁽²⁾。新定義の組織経営体と旧定義の両事業体とは一部重ならない部分があるが⁽³⁾、農家以外の農業事業体は生産組織経営体として、農業サービス事業体は農作業受託のみを行う経営体（以下、「受託組織経営体」という）として集計されている。

第2-1表 センサス調査における組織経営体等の定義

	基本定義	世 帯		世 帯 以 外		世帯と世帯以外	
旧定義	農業事業体	農 家	農業事業体と同じ定義	農 家 以外の 農 業 事業体	農業事業体と同じ定義	農業サービス事業体	農業事業体以外で農作業の受託を行う事業所（専ら苗の生産・販売を行う事業所を含む）
	以下のいずれかを満たす ①経営耕地面積が10a以上 ②農産物販売金額が15万円以上	自給的農 家	経営耕地面積が10～30a、かつ農産物販売金額が15～50万円				
		販 売 農 家	以下のいずれかを満たす ①経営耕地面積が30a以上 ②農産物販売金額が50万円以上				
新定義	農業経営体	家 族 経営体	農業経営体と同じ定義	組 織 経営体	農業経営体と同じ定義	農作業受託のみを行う経営体	農業サービス事業体と同じ定義
	以下のいずれかを満たす ①経営耕地面積が30a以上 ②物的指標が一定経営規模以上 ③農作業の受託の事業						
				農 業 生産等を行う 組 織 経営体	農家以外の農業事業体と同じ定義		

資料：農林業センサス。

注1) 旧定義の指標は、2000年センサス以降のもの。

2) 農業経営体の物的指標は、露地野菜作付面積15a、施設野菜栽培面積350㎡など農産物販売額50万円相当の事業規模が規定されている。

（２） 生産組織経営体に関する既往研究

販売目的の農家以外の農業事業体と販売目的の生産組織経営体（以下、ともに「販売組織経営体」という）に関する農業センサス分析は、その本格的調査が行われる 1970 年農業センサス以降に研究が蓄積される⁽⁴⁾。1960 年代以降の動向は、次のとおりである。「協業の助長」を構造政策の柱とする農業基本法の制定と農事組合法人（農協法）、農業生産法人（農地法）の制度化を背景に、60 年代に非法人、農事組合法人の協業経営体⁽⁵⁾と会社（有限会社・株式会社）が増加するが、70 年代以降は協業経営体が減少する一方で養鶏・養豚の中小家畜、そして肉用牛、施設園芸で会社が進出してくる。宇佐美（1993）は、これらの協業経営体や会社の経営規模は、農家とは段階を画する新たな生産力水準を実現し農業生産を集中しており、「協業経営体を経て、会社形態の進出が顕著となる段階に至っており、事業体の近代的・企業性格が全般的に強められている過程にあった」と評価し、会社形態の農業企業体への方向を展望しつつも⁽⁶⁾、会社は解散率が高く、農家に比した不安定性があることも指摘する。

1990 年までの販売組織経営体の進展は、70 年代以降と同様に養豚、養鶏の中小家畜部門や園芸部門で顕著であった。しかし、1995 年以降、水田作での増加が目立つようになり、部門構成に変化が生じる。そして水田経営所得安定対策の実施を契機とする集落営農組織の激増によって、2010 年農業センサスで水田作の販売組織経営体が急増する。この水田作での展開をいかに展望するかが今センサス分析の重要な論点である⁽⁷⁾。稲作を中心とする水田作の販売組織経営体の増加傾向は、1995 年に散見され、2000 年以降に次第に明確になった傾向であり⁽⁸⁾、その長期的傾向の延長上に 2010 年の動向も位置付けられる。水田作における販売組織経営体の経営体数の増加と生産集中、法人化の傾向がどう進展しているかを 2015 年農業センサスで把握する必要がある。

1995 年以降の水田作の販売組織経営体の動向については、すでに次の指摘がある。

第 1 は、農業経営体間での移行である。一つは、受託組織経営体から販売組織経営体への移行であり、鈴木（2003）、鈴木（2008）が小面積借地の経営体への移行を指摘しつつそれを統計的誤差とし⁽⁹⁾、西川（2013）は政策対応による 20ha 以上の経営体への移行を指摘している⁽¹⁰⁾。しかし、農家では出し手層の離農の進行によって作業受委託から農地貸借への移行が進展しており⁽¹¹⁾、統計的誤差や政策対応だけではない、借地本格化の傾向が組織経営体に生じていると見られる。こうした点について統計的確認が必要である。

二つは、販売組織経営体における転作組織から稲作導入組織への移行であり、西川（2013）及び江川（2013）が指摘している。この動きも政策対応の側面があるが、出し手層が転作だけでなく、水稻作も他に任せるようになった動きを反映したものである。この点についても統計的確認が必要である。

三つは、農家（家族経営体）から販売組織経営体への移行である。鈴木（2008）は、農業センサス調査方法の全面自計方式への変更によって、1 戸 1 法人（農家）が販売組織経営体として捕捉される「混入」が生じたとする⁽¹²⁾。他方、農家から販売組織経営体への移

行は、家族経営⁽¹³⁾が企業経営に発展していく状況を把握しているという指摘がある⁽¹⁴⁾。そこで農家から販売組織経営体への移行量や移行のメルクマールについて統計的な確認が必要である。

第2は、水田作経営体や集落営農組織の経営構造についてである。一つは、集落営農組織数の変化と組織の内実把握である。政策対応のために集落営農組織が急増し、組織名義で農産物を販売しつつも営農実態は従来の農家である、といういわゆる「枝番管理型」の集落営農組織⁽¹⁵⁾が誕生した。その一方で、2010年農業センサスでは販売組織経営体の捕捉方法が従来の実態主義から名目主義へと変更されたため⁽¹⁶⁾、そうした組織が販売組織経営体として多数捕捉された。その結果、販売組織経営体の農地集積について、統計的变化と実態との乖離が進むという問題が提起されている。そこで集落営農組織を含む水田作販売組織経営体の内実について、小野（2013）は機械所有率からアプローチした。また、橋詰（2017）は2015年農業センサスから東北における機械所有率の上昇と枝番管理型組織の内実具備を指摘しており、集落営農組織の内実変化について全国的な検討が必要である。

二つは、集落営農組織の法人化についてである。鈴木（2008）は集落営農組織の転作から稲作への進出が法人化の要因であるとし⁽¹⁷⁾、江川（2013）は「①非法人形態での転作部門（麦類作、豆類等）への取組から始まり、その後、②転作部門の法人化（又は非法人のまま）のもとで稲作部門の導入を経て、③稲作を主位とする法人事業体が展開するというプロセス」を描くと指摘している。法人化の時期が稲作包摂とどう関係するのか、また集落営農組織の内実変化と法人化との関係も検討が必要である。

三つは、組織経営体の労働力構成や生産性についてである。江川（2013）は集落営農組織の増加に伴う農業従事構成員（以下、「農従構成員」という）⁽¹⁸⁾と常雇の人数について、西川（2013）は250日以上従事の専従農従構成員数について、地域性を指摘している。また、八木（2017）は経営規模別・組織形態別の生産性を分析している。しかし、経営規模別・組織形態別の労働力構成やそれと生産性との関係についての分析はない。

（3） 本章の課題と方法

本章の課題は次のとおりとする。第1に、販売組織経営体数の変化と法人化、大規模化と生産集中等の現状を明らかにする。第2に、受託組織経営体や農家から販売組織経営体への移行や再編成についての動態分析を行う。第3に、水田作販売組織経営体の農地集積における集落営農組織の位置付け、内実変化と法人化の傾向を分析する。第4に、集落営農組織の労働力構成や生産性に関する経営構造について分析する。

データは、各年農業センサスの公表値を用いるが、多くは2010年農業センサスと2015年農業センサスの個票を用いた組替集計を行い、動態過程の分析では両個票を連結したデータを用いる。また2015年の組織経営体のうち集落営農実態調査⁽¹⁹⁾の対象であるもののリスト⁽²⁰⁾を用いて、集落営農組織である組織経営体を再集計する。

2. 組織経営体の法人化と大規模層への生産集中

(1) 組織経営体数の変化

組織経営体数の推移を第2-2表に示す。生産組織経営体は、1995年の約1万経営体から2015年の約2万6,700経営体へ20年間で2.7倍に増加している。そのうち販売組織経営体は、約6,400経営体から約2万5,100経営体へ3.9倍にも増加している。

第2-2表 組織経営体数の推移

		実 数					増 減 数				構成比（生産組織経営体=100%）				
		1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	95-00年	00-05年	05-10年	10-15年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
生 産 組 織 経 営 体	計	10,000	10,554	16,102	21,681	26,684	554	5,548	5,579	5,003	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	販売目的	6,439	7,542	13,742	19,937	25,124	1,103	6,200	6,195	5,187	64.4	71.5	85.3	92.0	94.2
	非 法 人	1,108	2,190	4,784	7,318	6,180	1,082	2,594	2,534	△ 1,138	11.1	20.8	29.7	33.8	23.2
	農事組合法人(a)	1,017	1,341	1,663	3,077	5,163	324	322	1,414	2,086	10.2	12.7	10.3	14.2	19.3
	会 社	3,066	3,446	6,016	8,395	12,115	380	2,570	2,379	3,720	30.7	32.7	37.4	38.7	45.4
	そ の 他	1,248	565	1,279	1,147	1,666	△ 683	714	△ 132	519	12.5	5.4	7.9	5.3	6.2
	牧草地経営	1,218	1,130	712	1,128	859	△ 88	△ 418	416	△ 269	12.2	10.7	4.4	5.2	3.2
集 落 営 農 組 織	そ の 他	2,343	1,882	1,648	616	701	△ 461	△ 234	△ 1,032	85	23.4	17.8	10.2	2.8	2.6
	受託組織経営体	19,839	19,706	13,813	10,211	7,251	△ 133	△ 5,893	△ 3,602	△ 2,960	198.4	186.7	85.8	47.1	27.2
	計	...	9,961	10,063	13,577	14,852	...	102	3,514	1,275	...	94.4	62.5	62.6	55.7
	販 売 組 織	...	2,590	2,860	8,417	10,867	...	270	5,557	2,450	...	24.5	17.8	38.8	40.7
	非販売組織	...	7,371	7,203	5,160	3,985	...	△ 168	△ 2,043	△ 1,175	...	69.8	44.7	23.8	14.9
	農事組合法人(b)	...	...	509	1,725	3,147	...	...	1,216	1,422	...	...	3.2	8.0	11.8
	会 社	...	...	274	625	913	...	...	351	288	...	...	1.7	2.9	3.4
販 売 農 家	農事組合法人	1,202	2,065	566	476	481	863	△ 1,499	△ 90	5	12.0	19.6	3.5	2.2	1.8
	会 社	3,334	5,849	4,675	4,053	3,820	2,515	△ 1,174	△ 622	△ 233	33.3	55.4	29.0	18.7	14.3
農 業 生 産 法 人	農事組合法人(c)	1,335	1,496	1,782	3,056	4,111	161	286	1,274	1,055	13.4	14.2	11.1	14.1	15.4
	会 社	2,815	4,393	6,122	8,773	10,672	1,578	1,729	2,651	1,899	28.2	41.6	38.0	40.5	40.0
集 落 営 農 の 農 事 組 合 法 人 の 割 合	b/a	...	...	30.6	56.1	61.0									
	b/c	...	...	28.6	56.4	76.6									

資料：農林業センサス、集落営農組織は「農業構造動態調査－集落営農－」（2002年）及び「集落営農実態調査」、農業生産法人はポケット農林水産統計。

注 1) 1995年、2000年の生産組織経営体は農家以外の農業事業体、受託組織経営体は農業サービス事業体。

2) 集落営農組織の2000年は抽出集計からの推計値。販売組織経営体のその他は、農協等団体、国・地公共、その他。

3) 集落営農組織の販売組織は販売経理一元化を行っているもの、非販売組織はそれ以外。

販売組織経営体の増減数を組織形態別に見ると、1995-2000年は非法人が増加し、2000-05年は非法人と会社が増加し、2005-10年はさらに農事組合法人の増加が加わる。ところが2010-15年は農事組合法人と会社が増加する一方で非法人が減少に転じている。農事組合法人は、2005年以降に大幅に増加し、2010-15年に増加数が逡増している。2000-05年の会社の増加は、後述するように、多くが調査方法変更に伴う農家からの移行であることから、それを別とすると、会社の本格的な増加は新会社法施行後⁽²¹⁾の2005-10年からであり、2010-15年に会社の増加数が逡増している。こうして2005年以降に販売組織経営体の法人化が進展し、2010年以降に法人化傾向が強まり、特に会社化傾向が強まっている。

他方、受託組織経営体⁽²²⁾は2000年以降に大幅な減少傾向にあり、その減少の多くは販売組織経営体への移行であると見られる。各5年間の受託組織経営体の減少数と販売組織経営体の増加数とを比較すると、後者が前者を上回ることから、受託組織経営体から販売組織経営体への移行に加えて販売組織経営体の新設等による純増があると推察できる。

こうして販売組織経営体は、2000 年以降に受託組織経営体からの移行と新設等により非法人が大幅に増加しながら、2000-05 年に会社形態の農家の大量移行によって会社が増加し、2005 年以降に農事組合法人と会社が増加することによって法人化が進行し、そして2010-15 年には非法人が減少して、農事組合法人、会社の増加による法人化傾向が強まっている。

(2) 主位作目別の法人数の変化

販売組織経営体数の推移を、販売額が最も多い作目（以下、「主位作目」という）別に第 2-3 表に示す。2000 年は土地利用型主位 33.4%，園芸主位 18.8%，畜産主位 38.5%で、畜産主位が最も多いが、2015 年には土地利用型主位が 52.6%と過半を占め、園芸主位が 25.1%へ上昇、畜産主位が 16.6%へ低下して、土地利用型中心の構成へ大幅に変更されている。

第2-3表 組織形態別の主位作目経営体数の変化

(単位:経営体, %)

		2000年				2005年				2010年				2015年						
		計	非法人	農事組 合法人	会 社	計	非法人	農事組 合法人	会 社	計	非法人	農事組 合法人	会 社	計	非法人	集 落 営 農 経営体	農事組 合法人	集 落 営 農 経営体	会 社	集 落 営 農 経営体
実 数	合 計	7,412	2,136	1,323	3,403	12,692	4,270	1,617	5,846	19,013	6,859	3,016	8,190	24,097	5,740	4,567	5,058	3,103	11,850	438
	土地利用型	2,472	1,676	342	390	5,274	3,270	699	1,095	10,372	5,951	2,102	2,055	12,686	5,076	4,381	3,879	3,003	3,215	381
	稲	1,312	744	266	263	2,807	1,442	541	729	7,499	4,186	1,727	1,422	9,525	3,692	3,239	3,251	2,651	2,247	342
	麦 類	501	466	17	15	945	840	40	40	1,022	836	120	51	813	494	456	208	168	81	15
	豆 類 等	487	408	16	51	1,080	860	57	114	1,324	840	165	261	1,691	825	674	295	176	461	23
	工芸農作物	172	58	43	61	442	128	61	212	527	89	90	321	657	65	12	125	8	426	1
	園 芸	1,396	244	345	729	3,042	679	359	1,751	4,156	648	428	2,762	6,037	388	71	594	70	4,561	37
	その他作物	682	91	143	340	1,086	159	139	581	1,014	111	143	618	1,384	199	107	202	22	792	5
	畜 産	2,853	122	490	1,944	3,285	160	420	2,417	3,467	148	343	2,754	3,990	77	8	383	8	3,282	15
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
構 成 割 合	土地利用型	33.4	78.5	25.9	11.5	41.6	76.6	43.2	18.7	54.6	86.8	69.7	25.1	52.6	88.4	95.9	76.7	96.8	27.1	87.0
	稲	17.7	34.8	20.1	7.7	22.1	33.8	33.5	12.5	39.4	61.0	57.3	17.4	39.5	64.3	70.9	64.3	85.4	19.0	78.1
	麦 類	6.8	21.8	1.3	0.4	7.4	19.7	2.5	0.7	5.4	12.2	4.0	0.6	3.4	8.6	10.0	4.1	5.4	0.7	3.4
	豆 類 等	6.6	19.1	1.2	1.5	8.5	20.1	3.5	2.0	7.0	12.2	5.5	3.2	7.0	14.4	14.8	5.8	5.7	3.9	5.3
	工芸農作物	2.3	2.7	3.3	1.8	3.5	3.0	3.8	3.6	2.8	1.3	3.0	3.9	2.7	1.1	0.3	2.5	0.3	3.6	0.2
	園 芸	18.8	11.4	26.1	21.4	24.0	15.9	22.2	30.0	21.9	9.4	14.2	33.7	25.1	6.8	1.6	11.7	2.3	38.5	8.4
	その他作物	9.2	4.3	10.8	10.0	8.6	3.7	8.6	9.9	5.3	1.6	4.7	7.5	5.7	3.5	2.3	4.0	0.7	6.7	1.1
	畜 産	38.5	5.7	37.0	57.1	25.9	3.7	26.0	41.3	18.2	2.2	11.4	33.6	16.6	1.3	0.2	7.6	0.3	27.7	3.4
	合 計																			
	土地利用型																			
増 減 数	稲																			
	麦 類																			
	豆 類 等																			
	工芸農作物																			
	園 芸																			
	その他作物																			
	畜 産																			
	合 計																			
	土地利用型																			
	稲																			
	麦 類																			
	豆 類 等																			
	工芸農作物																			
	園 芸																			
	その他作物																			
	畜 産																			

資料：農林業センサス、2015年はセンサス個票の再集計。

注1) 各種団体(農協、森林組合等)、その他の法人、地方公共団体・財産区を除く。

2) 園芸は露地野菜、施設野菜、果樹類、花き・花木が主位、畜産は酪農、肉用牛、養豚、養鶏、その他畜産が主位。なお養蚕主位は表示していない。

土地利用型では稲主位の増加が顕著であり、その構成割合は2000年の17.7%から、2005年の22.1%を経て、2010年の39.4%まで一気に上昇し、2015年には39.5%になっている。稲主位の増加数は、2005-10年で特に高く、2010-15年にも各作目の中で最も多く、稲主位の増加が販売組織経営体全体の増加を牽引している。

増減数を組織形態別に見ると、非法人では、2005-10年に稲主位が政策対応を契機として大幅に増加するが、それ以外の作目は減少している。そして2010-15年には菌茸等のその他作物主位を除いて全体が減少している。農事組合法人の増加の中心は稲主位であり、2015年には農事組合法人全体の64.3%を稲主位が占める。他方で、園芸作主位の増加は少なく、畜産主位は2010年まで減少している（ともに会社への転換を含むと見られる⁽²³⁾）。会社は園芸主位を中心に増加し、2005-10年からは稲主位の増加が畜産主位を上回り、2015年には園芸主位が38.5%、畜産主位が27.7%に加えて、稲主位が19.0%を占める。また、畑作物である工芸作物といも類・雑穀・豆類主位（以下、「豆類等主位」という）で会社が増加している。

2010-15年の水田作での法人化について、法人形態別増減数（増減率）を見ると、稲主位は、農事組合法人1,524経営体（73.3%）増、会社825経営体（58.8%）増、麦類主位は、農事組合法人88経営体（73.3%）増、会社30経営体（76.6%）増、豆類等主位は、農事組合法人130経営体（78.8%）増、会社200経営体（76.6%）増であり、農事組合法人形態を中心とする法人化が進展している（豆類等主位での会社形態での法人化は畑作によるものが多い）。その増加数は稲主位で圧倒的に多いことから、転作組織ではなく、稲作を包摂する組織で法人化が先行している。こうして稲主位において法人化が進展し、2015年には非法人38.7%、農事組合法人34.1%、会社23.4%となっている。

また、水田作における2010-15年の変化を見ると、稲主位が増加する一方で、麦類主位と豆類等主位の非法人が減少する。この麦主位と豆類等主位での非法人の減少と稲主位全体の増加は表裏の関係にあり、前者から後者への移行の動きが強まっている⁽²⁴⁾。

なお、水田作では集落営農組織が多数を占めるので、2015年については集落営農実態調査の対象でもある販売組織経営体を「集落営農経営体」として表示している⁽²⁵⁾。稲主位、麦類主位、豆類等主位で、非法人の8～9割、農事組合法人の8割（豆類等主位は6割）が集落営農経営体である。さらに稲主位の会社の15%を集落営農経営体が占め、会社法改正以後に集落営農組織においても会社形態が増加しつつある⁽²⁶⁾。

こうして販売組織経営体全体の法人化傾向が2005-10年に現れ、2010-15年に強まり、畜産、園芸では決定的な会社化、畑作では会社化の前進、水田作では農事組合法人形態を主とする法人化が進展し、水田作の非法人、農事組合法人の多くは集落営農組織である。

（３） 集落営農組織の増加と法人化

近年の販売組織経営体の急増は、水田作における集落営農組織の増加による。そこで集落営農組織数の推移を第2-1図に示す。水田経営所得安定対策が実施された2006年以降に集落営農組織数が増加し、2006年の約10,500組織から2008年の約13,100組織へ一挙に増え、戸別所得補償制度実施の影響もあって2015年に約14,900組織になる。

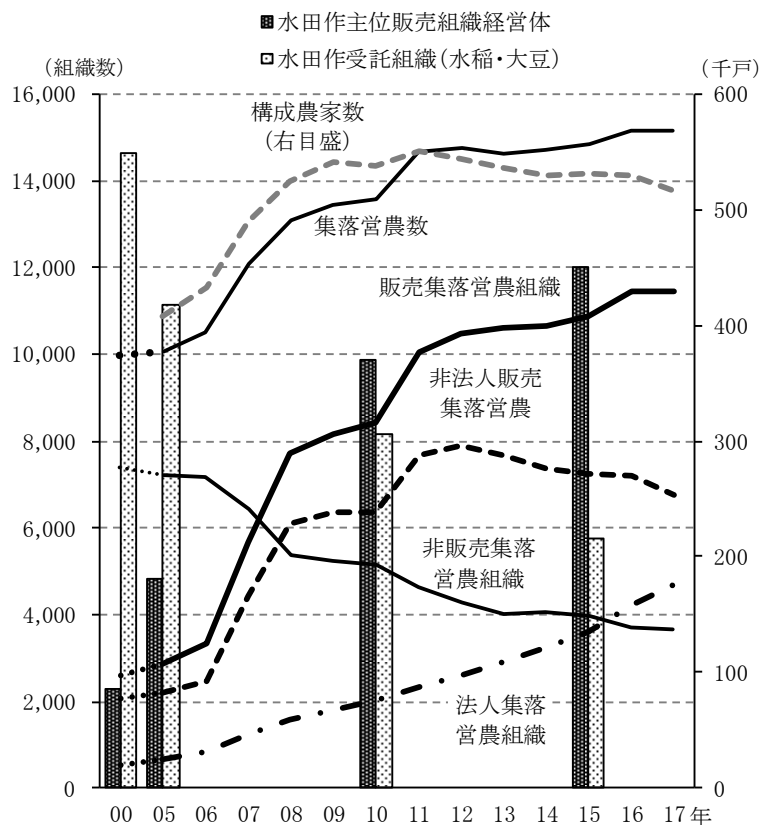
この間に増加したのは農産物販売経理を一元化（共同販売経理）する集落営農組織（以

下、「販売集落営農組織」という）(27)であり、それとは対照的に農産物販売経理を一元化しない集落営農組織（以下、「非販売集落営農組織」という）(28)は減少する。販売集落営農組織の増加には政策対応で非販売集落営農組織から移行したものが多く含まれるが、非販売集落営農組織の減少数よりも販売集落営農組織の増加数が多いことから、そうした移行に加えて、販売集落営農組織の純増もある。

法人数は2005年の約600組織から2010年の約2,000組織へ、さらに2015年の約3,600組織へと着実に増加している。

販売集落営農組織数に対する法人数の割合を示すと、2005年の22.6%から、2010年には販売集落営農数増加のため一時低下するが、2015年の33.3%、そして2017年の41.0%となり、法人割合はさらに上昇傾向にある。こうした法人化の進展によって、非法人の販売集落営農組織が2012年をピークに減少に転じる。集落営農組織は、非販売組織中心の段階から販売組織中心の段階へ移行し、さらに販売組織は非法人中心の段階から法人中心の段階へ移行しつつある。

同図には、農業センサスから水田作受託組織経営体数（水稲作と大豆作の計）と水田作主位販売組織経営体数も示してある(29)。非販売集落営農組織の多くは前者に含まれ、販売集落営農組織のほとんどは後者に含まれることから、集落営農組織における変化は水田作受託組織経営体の減少と水田作主位販売組織経営体の増加として表れ、さらに販売組織経営体における非法人の増加から減少、法人の増加として表れている。前掲第2-2表に集落営農組織数と農業生産法人（現、農地所有適格法人）数を組織形態別に示してある。集落営農組織の農事組合法人(30)が、販売組織経営体の農事組合法人に対する割合(b/a)は2015年に61.0%である。集落営農法人は農地利用のため農業生産法人である必要があるので、農業生産法人の農事組合法人に対する集落営農法人の農事組合法人の割合(b/c)は2015年に76.6%であり、今や土地利用型の農事組合法人のほとんどが集落営農組織である。



第2-1図 集落営農数の推移

資料：農林業センサス、集落営農は2000年は農林水産省「農業構造動態調査—集落営農—」(2002)、それ以外は農林水産省「集落営農実態調査」各年版。

注1) 2000年は抽出調査のデータからの推計値。

2) 販売集落営農組織は農産物販売の経理を一元化しているもの。

ただし、2000年は販売組織割合からの推計値。

3) 水田作主位販売組織経営体は、農産物販売主位作目が水稲・陸稲主位、麦類主位、雑穀・いも類・豆類主位の合計。水田作受託組織経営体は、事業部門が水稲作、大豆作の合計で重複がある。

(4) 農業総資源におけるシェアの上昇

販売組織経営体の農業資源量と農業経営体の農業総資源量におけるそのシェアを第2-4表に示す。畜産の家畜飼養頭数におけるシェアは、2015年には採卵鶏(86.0%)に加えて、ブロイラー(63.7%)、豚(72.4%)も多くを占め、さらに肉用牛(32.8%)も高いが、乳用牛は低い(15.0%)。このように畜産での販売組織経営体のシェアは、中小家畜で6~9割を占め、大家畜でも高まりつつある。また、常雇実人数でのシェアの高さ(49.4%)は、これら畜産でのシェアの高さによる。

第2-4表 農業総資源量に占める販売組織経営体のシェア

(単位:千ha, 千人, 千頭, 万羽, %)

		販売組織経営体農業資源量				農業経営体に占めるシェア				法人割合			
		2000年	2005年	2010年	2015年	2000年	2005年	2010年	2015年	00年	05年	10年	15年
農地・農作業	経営耕地面積	101	166	340	451	2.6	4.5	9.4	13.1	77.5	71.4	56.6	71.4
	田面積	33	82	245	316	1.5	3.9	12.0	16.2	53.1	53.8	43.1	61.6
	稲を作った田	18	40	152	209	1.1	2.6	10.1	13.8	59.4	64.6	43.1	63.2
	うち、飼料用	...	...	...	15	...	...	...	21.8	...	...	...	70.2
	うち、二毛作(a)	1	1	23	31	1.0	2.2	32.5	37.0	65.4	69.1	20.8	41.9
	稲以外のみ(b)	14	40	88	101	3.8	9.7	21.3	28.4	42.4	42.3	42.8	57.7
	稲以外(a+b)	14	41	110	131	3.3	8.7	23.0	30.0	43.5	43.2	38.2	54.0
	畑面積	62	78	87	124	4.5	5.6	6.3	9.4	89.4	89.0	91.4	94.4
	樹園地面積	6	7	8	11	2.3	3.0	3.9	5.9	90.0	81.2	90.2	95.2
	借入面積	52	108	268	349	7.7	13.2	25.2	30.0	71.2	...	49.8	67.3
	田の借入面積	27	72	223	280	6.9	14.7	31.8	35.9	52.6	...	41.7	60.7
参考	稲作作業受託面積	10	21	28	34	4.5	11.9	16.4	23.3	67.7	...	84.0	93.4
	常雇実人数	52	57	72	109	45.7	44.0	47.0	49.4	94.8	...	93.8	95.9
	10ha以上農家の田借入面積	(68)	(115)	(163)	(202)	(17.6)	(23.4)	(23.2)	(25.8)				
	稲作作業販売農家受託面積	(140)	(102)	(100)	(85)	(63.2)	(57.1)	(58.2)	(58.7)				
家畜飼養頭数	受託組織経営体	(71)	(55)	(43)	(25)	(32.3)	(31.0)	(25.0)	(17.7)				
	乳用牛	79	124	162	210	4.6	7.6	10.4	15.0	94.3	...	97.5	98.3
	肉用牛	543	553	658	752	20.4	22.1	26.4	32.8	98.0	...	24.0	98.7
	豚	3,501	4,511	5,015	5,710	41.4	55.2	63.3	72.4	99.1	...	99.3	99.7
	採卵鶏	11,564	10,327	11,900	13,035	64.4	71.9	79.6	86.0	98.8	...	99.4	97.6
家畜飼養頭数	ブロイラー(出荷羽数)	24,461	21,507	31,226	38,738	45.4	45.6	56.0	63.7	99.4	...	99.4	99.8

資料:農林業センサス、ただし2010年の法人の借入面積、稲作作業受託面積、常雇実人数、農作物作付面積、家畜飼養頭数は個票の再集計。

注1) 2000年の農業経営体総資源量は、販売農家と販売組織経営体の合計で、稲作作業受委託面積は受託組織経営体を含む。

2) 法人は、農事組合法人、会社に農協等、その他法人を含む。

3) 稲作作業受託面積は全作業+(耕起・代かき+田植え+稲刈り・脱穀)/3で計算。

2005年の販売組織経営体=農業経営体-販売農家-受託組織経営体で計算。

4) シェアの斜字は10%以上、太字は30%以上。

水田作では、田面積のシェアが2000年の1.5%から2010年の12.0%、そして2015年の16.2%に上昇する。販売組織経営体の田面積のほとんどである田借入面積のシェアは2000年の6.9%から2010年の31.8%へ大幅に上昇し、2015年には35.9%になっている。10ha以上販売農家の借地田シェアも2000年の17.6%から2015年の25.8%へ上昇しているが、販売組織経営体は、2010年にそれを凌駕し、2015年はさらに差を広げて、水田借地の中心的な担い手となっている。また、稲以外の作物のみを作付けた田面積のシェアは、2000年の3.8%から2015年の28.4%まで上昇し、二毛作を含めると3.3%から30.0%へ上昇し、稲を作った田も2000年の1.1%から2015年の13.8%へと上昇している。こ

うして転作・裏作でのシェア上昇が先行し、2010年以降は政策を契機に稲を含めて作付面積シェアが上昇している。なお、作業受委託が農地貸借へ移行する中で、稲作作業受託面積全体が減少傾向にあるが、受託組織経営体の販売組織経営体への移行もあって、受託組織経営体の受託面積が減少している。受託面積シェアのうち販売農家が58.7%と依然として最も高いが、販売組織経営体の受託面積が増加し、そのシェアは2015年で23.3%まで上昇しており、受託組織経営体（17.7%）と逆転し、作業受託における組織経営体の首位が受託組織経営体から販売組織経営体へ入れ替わっている。

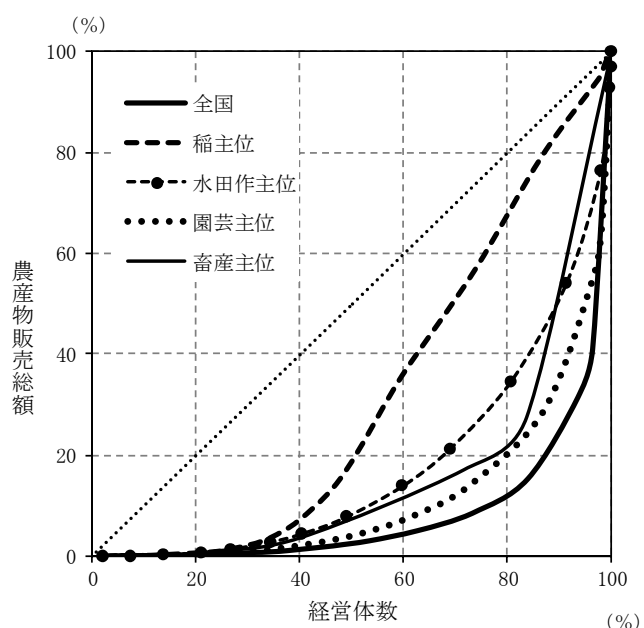
販売組織経営体の資源量に占める法人の割合は、家畜飼養頭数、畑及び樹園地面積では、ほぼすべてが法人であり、水田作では、2015年に稲を作った田面積の6割、稲以外の面積の過半が法人である。前掲第2-3表で示した経営体数における法人化傾向が、資源量シェアにおける法人への集中化傾向として、より強く表れている。

（５） 大規模層への生産の集中

販売組織経営体は園芸作や中小家畜のような小面積経営が多いことから⁽³¹⁾、経営規模の比較は、経営耕地面積規模（ファームサイズ）ではなく農産物販売金額規模（ビジネスサイズ）を指標とするのが適当である。そこで、2015年における農産物販売金額別分布を第2-2図に示す⁽³²⁾。

同図は、x軸、y軸ともに累積度数を指標とするローレンツ曲線であり、45度線から凸になるに応じて上位層に販売総額が集中していることを示している。稲主位は上位層への集中度が低いが、水田作主位は凸状であり、畜産主位、園芸主位はさらに凸状で、上位層への集中度が大きいことを示している。

さらに、農産物販売総額を最下層から累積して50%を含む階層（以下、「50%階層」、「中層」という）と同階層以上の中上層の経営体数及び販売総額のシェアを第2-5表に示す⁽³³⁾。2015年の稲主位の50%階層は3,000～5,000万円層で、同階層以上の21.7%の経営体に農産物販売総額の64.2%が集中している。同様に麦類主位では5000万円～1億円層以上の4.8%の経営体が56.4%を、豆類等主位でも5000万円～1億円層以上の6.9%の経営体が61.8%をそれぞれ占め、



第2-2図 農産物販売主位作目別の規模別分布
(2015年:全国)

資料：農林業センサス個票の組替集計。

注1) 農産物販売金額規模階層の小規模階層からの積算。

2) 農産物販売金額は各規模階層の中位数に当該階層の経営体数を乗じて推計。最上層(5億円以上)は個票の実数を集計。

3) 図はMicrosoft Excelによってスムージング化している。

中上層への集中度が大きく、園芸作主位や畜産主位ではさらに大規模層への集中度が大きい。このように少数の大規模経営体に生産が集中するかたちで両極分化している。

50%階層以上層の生産集中を組織形態別に見ると、園芸主位と畜産主位は会社がほとんどを占める。（果樹主位は会社が低く⁽³⁴⁾、肉用牛主位は農事組合法人も高い⁽³⁵⁾。）稲主位も会社へ生産が集中しており、農産物販売総額で見れば、前掲第2-3表で示した経営体数の序列とは逆の、非法人<農事組合法人<会社という序列となり、中上層は法人、特に会社が多くを占めている。なお、会社経営体数に占める50%階層以上層の経営体数割合を示すと、稲主位32.6%、園芸主位14.7%、畜産主位17.2%であり、会社経営体の中にも両極分化が生じている。

ただし、こうした中上層への生産集中過程は一様ではない。2010年と比較すると、麦類主位、施設野菜主位、その他作物主位、酪農主位は50%階層が上昇し、肉用牛主位は中上層への累積度が大きく上昇し、中上層の生産集中がさらに進んでいる。しかし、稲主位、豆類等主位は50%階層が下降していて、販売組織経営体数が増加する中で中上層への生産集中度が低下している。

第2-5表 販売組織経営体の生産集中度

(単位: %)

	2010年			2015年								
	農産物販売額の累積度数50%階層	50%階層以上の累積度数		農産物販売額の累積度数50%階層	50%階層以上の累積度数				50%階層以上の累積度数			
		販売組織経営体数	農産物販売総額		販売組織経営体数				農産物販売総額			
					計	非法人	農事組合法人	会社	計	非法人	農事組合法人	会社
全 国	5億円以上	3.5	54.1	5億円以上	3.5	0.0	0.3	3.0	59.1	0.5	5.2	50.3
稲	5千万～1億円	11.7	51.7	3～5千万円	21.7	6.3	7.2	7.7	64.2	17.8	19.4	24.8
麦 類	2～3千万円	9.3	57.7	5千万～1億円	4.8	0.7	1.4	2.6	56.4	8.7	14.0	32.9
豆類等	1～3億円	2.6	70.8	5千万～1億円	6.9	0.4	1.2	5.1	61.8	2.5	11.6	46.0
工芸作物	1～3億円	12.0	62.4	1～3億円	13.2	0.0	2.7	10.4	69.1	0.0	10.2	58.5
露地野菜	1～3億円	11.9	70.7	1～3億円	11.8	0.2	1.0	10.2	70.3	5.9	3.7	57.3
施設野菜	1～3億円	17.2	73.6	3～5億円	5.9	0.1	0.5	5.0	55.8	2.9	2.7	48.0
果 樹	1～3億円	5.9	62.7	1～3億円	5.4	0.1	0.9	2.9	62.5	0.4	11.9	22.3
花き・花木	1～3億円	17.6	65.9	1～3億円	17.2	0.3	0.6	15.6	65.8	0.8	2.0	60.4
その他作物	3～5億円	8.4	59.0	5億円以上	4.6	0.0	0.5	3.5	66.5	0.0	1.5	58.7
酪 農	1～3億円	48.3	85.0	5億円以上	6.9	0.0	1.4	4.7	59.2	0.0	4.9	43.6
肉用牛	5億円以上	12.5	56.4	5億円以上	14.7	0.2	1.9	12.1	68.2	0.6	24.5	41.0
養 豚	5億円以上	15.1	69.5	5億円以上	18.2	0.0	1.8	16.2	72.4	0.0	3.6	68.2
養 鶏	5億円以上	23.5	79.0	5億円以上	22.7	0.0	1.8	20.1	78.6	0.0	3.3	72.3
その他畜産	3～5億円	13.3	66.2	5億円以上	9.5	0.0	0.0	9.0	70.0	0.0	0.0	68.3
水田作小計	5千万～1億円	10.1	52.9	3～5千万円	19.3	5.2	6.3	7.4	65.3	16.1	19.0	28.0
園芸作小計	1～3億円	13.7	69.4	1～3億円	13.2	0.2	1.1	11.1	71.2	3.0	4.7	57.6
畜 産 小 計	5億円以上	14.7	68.1	5億円以上	16.4	0.1	1.7	14.2	72.4	0.1	7.4	61.9

資料:2010, 2015年農林業センサス個票の再集計。

(6) 常雇雇用規模

常雇人数での経営規模を第2-6表に示す。畜産主位と園芸作主位（果樹主位を除く）の会社は、常雇あり割合が8割で、5人以下雇用層が5～7割、6人以上雇用層が3～5割、うち11人以上雇用層が1～3割あって、多人数雇用経営が中心である。

それらに対して稲主位では、会社は常雇あり割合が65.0%と比較的高いが、6人以上雇

用が 14.5%，うち 11 人以上雇用は 4.0%と多人数雇用経営は少ない。農事組合法人は、常雇あり割合が 28.6%，6 人以上雇用が 9.0%，うち 11 人以上雇用が 3.5%と少人数雇用が多い。そして稲主位の非法人は、常雇あり割合が 8.2%と低く、ほとんど雇用がない。こうして稲主位では、会社で常雇の雇用割合が高いものの、その雇用規模は畜産、園芸主位に比すると少人数であり、農事組合法人と非法人の常雇雇用はマイナーである。

第2-6表 販売組織経営体の常雇人数別割合

(単位:経営体, %)

	非 法 人				農事組合法人				会 社			
	経営体数	あり	6人以上	11人以上	経営体数	あり	6人以上	11人以上	経営体数	あり	6人以上	11人以上
全 体	5,740	11.0	4.5	2.1	5,058	37.2	13.7	6.8	11,850	75.1	31.8	15.9
稲	3,692	8.2	3.8	1.9	3,251	28.6	9.0	3.5	2,247	65.0	14.5	4.0
麦 類	494	7.5	3.6	1.0	208	19.2	8.7	3.4	81	61.7	16.0	9.9
豆類等	825	6.4	3.3	1.5	295	30.8	5.4	2.7	461	62.3	19.7	5.6
工芸作物	65	15.4	1.5	1.5	125	35.2	12.0	5.6	426	68.3	16.9	5.4
露地野菜	142	29.6	8.5	4.2	172	52.3	16.3	8.1	1,386	74.7	31.7	14.1
施設野菜	78	52.6	16.7	9.0	165	77.6	36.4	20.0	1,304	82.5	45.1	26.6
果 樹	102	22.5	6.9	3.9	184	53.8	20.7	11.4	781	63.4	16.5	7.2
花き・花木	66	63.6	22.7	7.6	73	61.6	35.6	15.1	1,090	82.4	42.0	21.0
その他作物	199	19.6	8.0	3.0	202	63.9	37.1	26.2	792	82.1	50.1	29.4
酪 農	16	43.8	6.3	-	112	70.5	26.8	14.3	500	78.0	27.6	11.2
肉用牛	31	32.3	12.9	6.5	111	72.1	20.7	8.1	631	78.8	28.7	12.5
養 豚	12	66.7	16.7	8.3	81	85.2	43.2	28.4	917	83.4	39.9	21.0
養 鶏	13	61.5	30.8	15.4	64	81.3	51.6	40.6	1,053	82.1	47.9	29.4

資料:農林業センサス個票の再集計。

注 1) その他畜産, 養蚕を除く。

2) 内訳は経営体数に対する割合。

3. 販売組織経営体への移行と動態変化

(1) 販売組織経営体への移行

1) 受託組織経営体から販売組織経営体への移行・再編成

前掲第 2-3 表で、販売組織経営体内で非法人の麦類主位・豆類等主位から稲主位への移行が 2005 年以降に強まっていることを指摘した。さらに前掲第 2-1 図で水田作受託組織経営体からの水田作販売組織経営体への移行を指摘した。そこで、水田作の受託組織経営体⁽³⁶⁾と販売組織経営体の増減数を地域ブロック別に第 2-7 表に示す。麦類主位の販売組織経営体は、2000-05 年に全地域ブロックで増加するが、2005-10 年に東北を筆頭に 5 ブロックで減少し、2010-15 年には北海道、四国を除いて全国で減少しており、このほとんどが稲主位販売組織経営体へ移行している。(豆類主位の非法人にも同様の動きがあるが、法人が増加するため、豆主位全体としては増加する。) 水田作の受託組織経営体は、2005-10 年に減少する一方で、その減少数を稲主位販売組織経営体の増加数が上回り、受託組織経営体からの移行に加えて、さらに転作の販売組織経営体からの移行や新設が多くある。ところが 2010-15 年は水田作の受託組織経営体の減少数を稲主位販売組織経営体の増加数が下回り、新設が減少して、複数の受託組織経営体が再編成されて稲主位販売組織経営体

に移行する動きが大きい。こうして稲主位販売組織経営体新設の動きが弱まり、水田作受託組織経営体と転作主位の販売組織経営体から稲主位販売組織経営体へ再編成される動きが進行している。

第2-7表 水田作の販売組織経営体と作業受託組織経営体の増減数

(単位:経営体)

	受託組織経営体の受託部門								販売組織経営体の主位部門							
	水稲作		麦作		大豆作		水田作計 (水稲作+大豆作)		稲		麦類		豆類等			
	05-10年	10-15年	05-10年	10-15年	05-10年	10-15年	05-10年	10-15年	05-10年	10-15年	05-10年	10-15年	05-10年	10-15年	05-10年	10-15年
全 国	△ 2,450	△ 2,073	△ 836	△ 300	△ 518	△ 358	△ 2,968	△ 2,431	4,692	2,026	77	△ 209	244	367		
北海道	△ 74	△ 44	△ 70	△ 9	△ 16	△ 9	△ 90	△ 53	53	44	△ 9	17	37	54		
東 北	△ 466	△ 597	△ 23	△ 23	△ 38	△ 108	△ 504	△ 705	1,117	338	△ 157	△ 14	52	65		
青森	△ 72	△ 99	6	△ 13	15	△ 16	△ 57	△ 115	67	35	3	△ 4	11	13		
岩手	△ 90	△ 49	△ 19	△ 5	△ 13	△ 5	△ 103	△ 54	240	83	△ 80	0	3	9		
宮城	△ 77	△ 74	△ 6	0	31	△ 34	△ 46	△ 108	221	113	△ 81	△ 10	△ 58	△ 22		
秋田	△ 98	△ 90	0	△ 1	△ 24	△ 12	△ 122	△ 102	328	75	0	0	29	4		
山形	△ 9	△ 117	△ 3	△ 2	△ 42	△ 39	△ 51	△ 156	196	△ 4	1	△ 1	47	49		
北 陸	△ 396	△ 285	△ 61	△ 16	△ 90	△ 30	△ 486	△ 315	1,024	356	△ 29	△ 33	△ 117	18		
北関東	△ 160	△ 88	△ 108	△ 44	△ 21	△ 18	△ 181	△ 106	202	90	66	△ 39	8	28		
栃木	△ 65	△ 31	△ 46	△ 17	△ 17	△ 14	△ 82	△ 45	95	25	29	△ 11	△ 5	6		
群馬	△ 53	△ 40	△ 47	△ 24	△ 2	△ 2	△ 55	△ 42	44	35	49	△ 23	△ 4	4		
南関東	△ 109	△ 105	△ 33	△ 15	△ 5	△ 2	△ 114	△ 107	41	86	45	△ 10	5	20		
東 山	△ 151	△ 107	△ 20	1	△ 5	△ 7	△ 156	△ 114	126	50	10	△ 4	24	41		
東 海	△ 163	△ 121	△ 32	△ 21	△ 2	△ 16	△ 165	△ 137	254	118	△ 18	△ 7	14	32		
近 畿	△ 280	△ 128	△ 163	△ 25	△ 46	2	△ 326	△ 126	372	281	△ 13	△ 90	66	21		
滋賀	△ 194	△ 66	△ 138	△ 15	△ 36	2	△ 230	△ 64	170	76	0	△ 65	15	15		
兵庫	△ 43	△ 28	△ 23	△ 4	△ 12	2	△ 55	△ 26	121	115	△ 8	△ 28	29	9		
山 陰	△ 47	△ 76	△ 1	0	△ 10	△ 5	△ 57	△ 81	155	112	△ 4	△ 2	15	△ 4		
山 陽	△ 112	△ 60	△ 18	△ 2	△ 15	△ 9	△ 127	△ 69	262	256	12	△ 4	8	16		
四 国	△ 56	△ 57	△ 14	1	△ 12	△ 5	△ 68	△ 62	88	48	25	1	6	5		
北九州	△ 332	△ 332	△ 291	△ 147	△ 251	△ 152	△ 583	△ 484	972	176	148	△ 24	61	24		
福岡	△ 119	△ 96	△ 119	△ 60	△ 123	△ 62	△ 242	△ 158	187	94	74	△ 21	15	△ 1		
佐賀	△ 109	△ 126	△ 100	△ 65	△ 64	△ 65	△ 173	△ 191	452	11	20	△ 9	0	15		
南九州	△ 104	△ 73	△ 2	0	△ 7	1	△ 111	△ 72	27	71	1	0	66	39		

資料:農林業センサス。

注: 沖縄は全国に含む。

2010-15 年の変化を地域ブロック別に見ると、稲主位販売組織経営体の増加が、東北、北陸、近畿、山陽そして北九州で大きく、そのうち東北は、水田作受託組織経営体の減少数を稲主位の販売組織経営体の増加数が下回るという全国の傾向がさらに強く示され、販売組織経営体新設の動きよりも複数の受託組織経営体が稲主位の販売組織経営体へ再編成の動きが大きい（青森、秋田、山形で顕著）。しかも東北では大豆作受託組織経営体の減少が大きい。大豆作収穫は専用・汎用のコンバインを用いることから、大豆作受託組織経営体は豆類等主位の販売組織経営体へ移行しやすいが、後者の増加数は少ないことから、稲作を兼営する販売組織経営体へ再編されたと見られる（特に宮城、山形）。北九州も同様で、水稲作受託組織経営体の減少に加えて麦作（裏作で、水稲作との兼営が多い）と大豆作の受託組織経営体の減少が大きく、それらが一体化して、稲・麦・大豆を兼営する水田作主位の販売組織経営体へ再編成されている（特に福岡と佐賀）。北陸、近畿と山陽は、水田作受託組織経営体の減少数を稲主位販売組織経営体の増加数が凌駕し、後者が多数新設されている。また、近畿では水稲作受託組織経営体の減少に加えて麦類主位販売組織経

営体の減少が目立ち、麦転作組織が再編成されて稲作主位販売組織経営体へ再編される動きがあり（特に滋賀，兵庫），北関東（特に栃木，群馬）でも同様の動きが見られる。

2) 農家法人から販売組織経営体への移行

販売農家の法人数を前掲第 2-2 表に示した。農家における法人化の進行は多くの報告から明らかであり，1995～2000 年は農家の法人数が確かに増加するが，その後は継続的に減少する。この変化を組織形態別に見ると，2000-05 年は，農家の農事組合法人が 1,499 法人減少，会社が 1,174 法人減少（うち有限会社が 988 法人，株式会社が 141 法人）に対して，販売組織経営体の農事組合法人が 322 法人増加，会社が 2,570 法人増加（うち有限会社が 2,226 法人，株式会社が 330 法人）する。この増減関係から，農家の農事組合法人と会社が販売組織経営体の会社へ移行したと考えられる。この間に農事組合法人から会社への転換が可能となった制度変更があり⁽³⁷⁾，会社への転換や新設によって農家が会社化し，それが販売組織経営体に移行したと考えられ，その数は 2,000 法人近くにのぼると見られる。農家法人の減少数は，2000-05 年をピークにそれ以降は縮小するが⁽³⁸⁾，5 年間に農家法人の 1 割前後が減少し続けており，法人化，特に株式会社化する中で販売組織経営体への移行が継続している。

(2) 2010-15 年の動態変化

1) 動態変化の全体像

受託組織経営体や農家から販売組織経営体への移行があることから，2010 年と 2015 年農業センサスの個票を接続して組織経営体の動態を第 2-8 表に示す⁽³⁹⁾。

第2-8表 組織経営体の動態（2010-15年）

(単位:経営体, %)

(単位:経営体、%)

		2010年 組織経営体数	退出		家族経 営体へ	継 続 組 織 経 営 体				
			接続不可	2015年に 経営体外		販売組織 経 営 体	牧草地 経営体	受託組織 経 営 体	その他	計
継 続 組 織 経 営 体	販売組織経営体	19,937 (100.0)	3,209 (16.1)	1,205 (6.0)	1,439 (7.2)	13,544 [53.9]	209 [24.3]	282 [4.2]	49 [17.5]	14,084 [42.7]
	牧草地経営体	1,128 (100.0)	203 (18.0)	140 (12.4)	35 (3.1)	354 [1.4]	371 [43.2]	18 [0.3]	7 [2.5]	750 [2.3]
	受託組織経営体	9,573 (100.0)	2,177 (22.7)	1,345 (14.0)	53 (0.6)	770 [3.1]	14 [1.6]	5,080 [75.6]	134 [47.9]	5,998 [18.2]
	そ の 他	370 (100.0)	85 (23.0)	158 (42.7)	21 (5.7)	34 [0.1]	-	63 [0.9]	9 [3.2]	106 [0.3]
	計	31,008 (100.0)	5,674 (18.3)	2,848 (9.2)	1,548 (5.0)	14,702 [58.5]	594 [69.2]	5,443 [81.0]	199 [71.1]	20,938 [63.5]
家族経営体から						2,183 [8.7]	70 [8.1]	15 [0.2]	81 [28.9]	2,349 [7.1]
進 入	2010年に経営体外					559 [2.2]	15 [1.7]	256 [3.8]	-	830 [2.5]
	接 続 不 可					7,680 [30.6]	180 [21.0]	1,002 [14.9]	-	8,862 [26.9]
2015年組織経営体数										25,124 [100.0]

資料: 農業センサス個票の再集計。

動態変化の特徴の第 1 は，受託組織経営体から販売組織経営体への移行である。2010 年の受託組織経営体で 2015 年も組織経営体である継続組織経営体 5,998 のうち，770 経営体（12.8%）が販売組織経営体へ直接に移行している。しかし，この移行数は，前掲第 2-2 表でみた受託組織経営体の減少数と販売組織経営体の増加数から推察される再編成・移

行数に比較すると非常に少なく、そのごく一部にすぎない。

第2の特徴は、販売組織経営体の動態である。2010年の販売組織経営体のうち2015年と接続できない「接続不可」と、接続できるが2015年には農業経営体の基準に満たない「経営体外」とを合わせて「退出」と表示し、また、2015年の販売組織経営体のうち2010年と接続できない「接続不可」と、接続できるが2010年には農業経営体の基準に満たない「経営体外」とを合わせて「進入」と表示しているが、両者が多数ある。2010年の販売組織経営体の22.1%が退出し、2015年の販売組織経営体の32.8%が進入による増加である。この退出と進入は何を意味するのか。進入は、受託組織経営体の退出との関係が推察される。2010年の受託組織経営体のうち、家族経営体への移行を除く退出が36.8%あり、この多くは、販売組織経営体への進入と関係するとみられる。受託組織経営体から販売組織経営体への移行は、第1の特徴で指摘した直接的な移行よりも、むしろ既存の受託組織経営体の再編成によって新たな販売組織経営体が設立されることが多い⁽⁴⁰⁾。他方、退出の多さは宇佐美（1993）が指摘する経営体の「不安定性」の現れもあろうが、新たな販売組織経営体への組織再編とも考えられる。

第3の特徴は、家族経営体と販売組織経営体との双方向の流動性である。2010年の販売組織経営体のうち1,439経営体（7.2%）が家族経営体へ移行し、2015年の販売組織経営体のうち2,183経営体（8.7%）が家族経営体からの移行である。家族経営体が企業化・法人化した結果として、販売組織経営体へ移行するだけでなく、双方向の流動性が存在する。なお、差し引き約744経営体の純増は、前掲第2-2表で示した農家の228法人減少より大きく、両者の差は2010-15年に新たに法人化した農家の移行数と考えられる。

2) 受託組織経営体から販売組織経営体への移行

2010年の受託組織経営体から2015年に直接に販売組織経営体となった770経営体について作目間の動態を第2-9表に示す。水稻作の受託組織経営体559の58.9%が販売組織経営体の稲主位へ、16.5%は販売なしへ移行している。そして麦作受託組織経営体は水

第2-9表 受託組織経営体から販売組織経営体への移行

(単位:経営体, %)

		経営体数	販 売 組 織 経 営 体									
			移 行 率									
			販売なし	稲	麦 類	豆類等	工芸作物	露地野菜	施設野菜	果樹類	花き・花木	その他作物
受託組織経営体	計	770	14.7	45.3	5.3	12.1	3.8	3.4	2.1	2.9	0.5	7.3
	水稻作	559	16.5	58.9	4.1	6.6	0.4	3.0	1.8	1.1	0.2	7.2
	麦作	92	6.5	45.7	32.6	7.6	-	1.1	2.2	-	-	4.3
	大豆作	135	5.9	28.9	13.3	46.7	-	1.5	0.7	0.7	-	2.2
	野菜作	25	4.0	12.0	-	8.0	-	36.0	24.0	-	-	12.0
	果樹作	30	10.0	10.0	-	3.3	-	10.0	6.7	50.0	3.3	6.7
	飼料作	31	41.9	12.9	-	9.7	-	-	-	-	-	25.8
	工芸作物	32	9.4	6.3	-	-	81.3	-	-	-	-	3.1
	その他	38	15.8	18.4	7.9	23.7	2.6	5.3	-	2.6	5.3	18.4

資料:農林業センサスの個票を再集計。

注1) 受託組織経営体は2010年、販売組織経営体は2015年のデータである。

2) 畜産を除く。そのため構成割合の合計が100にならない。

稲作受託との兼営が多いが、92 経営体の 45.7%が稲主位販売組織経営体へ移行している。また、大豆作受託組織経営体 135 の 46.7%が豆類等主位販売組織経営体へ移行するが、28.9%が稲主位販売組織経営体へ移行している。前掲第 2-7 表で水田作受託組織経営体から稲主位販売組織経営体への移行を指摘したが、水稻作と麦作、大豆作の受託組織経営体が、稲主位販売組織経営体へ直接に移行している。

3) 受託組織経営体からの退出と販売組織経営体への進入

退出した受託組織経営体と進入した販売組織経営体の作目別内訳を第 2-10 表に示す。受託組織経営体の退出は農協等の「その他」を除くと、非法人がほとんど(92.2%)であるが、販売組織経営体への進入は会社が過半を占める。

第2-10表 受託組織経営体からの退出と販売組織経営体への進入

(単位:経営体, %)

	受託組織経営体の退出(2010年)					販売組織経営体の進入(2015年)		
	非法人	農事組合法人	会 社	その他		非法人	農事組合法人	会 社
計	2,114 (100.0)	105 (100.0)	73 (100.0)	1,208 (100.0)	全 国	1,588 (100.0)	1,470 (100.0)	4,471 (100.0)
水稻作	1,579 (74.7)	61 (58.1)	33 (45.2)	736 (60.9)	販売なし	184 (11.6)	48 (3.3)	130 (2.9)
麦 作	254 (12.0)	11 (10.5)	2 (2.7)	64 (5.3)	稲	765 (48.2)	845 (57.5)	712 (15.9)
大豆作	257 (12.2)	9 (8.6)	2 (2.7)	53 (4.4)	麦 類	82 (5.2)	65 (4.4)	28 (0.6)
工芸作物	56 (2.6)	23 (21.9)	12 (16.4)	46 (3.8)	豆類等	266 (16.8)	91 (6.2)	217 (4.9)
野菜作	17 (0.8)	2 (1.9)	8 (11.0)	155 (12.8)	工芸作物	23 (1.4)	36 (2.4)	132 (3.0)
果樹作	202 (9.6)	8 (7.6)	2 (2.7)	197 (16.3)	露地野菜	79 (5.0)	71 (4.8)	737 (16.5)
飼料作	47 (2.2)	5 (4.8)	5 (6.8)	10 (0.8)	施設野菜	24 (1.5)	57 (3.9)	626 (14.0)
その他	55 (2.6)	6 (5.7)	2 (2.7)	80 (6.6)	果樹類	30 (1.9)	66 (4.5)	350 (7.8)
畜 産	44 (2.1)	1 (1.0)	14 (19.2)	99 (8.2)	花き・花木	19 (1.2)	23 (1.6)	253 (5.7)
資料: 農林業センサス個票の再集計。					その他作物	89 (5.6)	69 (4.7)	329 (7.4)
注. 受託はさとうきび作を除いてあるので合計と内訳が一致しない。					酪 農	5 (0.3)	17 (1.2)	97 (2.2)
					肉用牛	8 (0.5)	28 (1.9)	202 (4.5)
					養 豚	6 (0.4)	21 (1.4)	223 (5.0)
					養 鶏	6 (0.4)	21 (1.4)	366 (8.2)
					その他畜産	2 (0.1)	12 (0.8)	69 (1.5)

まず、非法人の受託組織経営体の退出について見ると、水稻作を中心に麦作、大豆作に加えて果樹作（ほとんど青森）もある。一方、進入した販売組織経営体は、非法人と農事組合法人では稲主位が半数前後で、非法人では豆類等主位や販売なしもやや多い。こうして水田作における動きは、非法人の水田作受託組織経営体が、非法人と農事組合法人の稲主位を中心とする販売組織経営体へ組織再編されていると見られる。前掲第 2-9 表で示したものは受託組織経営体が販売組織経営体へ直接に移行したものであり、これを狭義の移行とすると、既設の受託組織経営体が再編成されて新たな販売組織経営体となるという移行は、広義の移行といえることができる。稲主位を中心とする販売組織経営体へのそうした広義の移行が進展し、さらに非法人の豆類等主位販売組織経営体の設立もある。

次に、会社の進入は、稲主位が 15.9%、園芸主位が 44.0%、畜産主位が 21.4%で、これらの多くは新設によるものと見られるが、稲主位の一部は上記の受託組織経営体の再編や次に述べる販売組織経営体の再編によるものも見られる。

4) 販売組織経営体からの退出

退出した販売組織経営体の2010年の特徴を第2-11表に示す。非法人と会社の退出数が多いことから、両者について分析する。非法人のほとんどは水田作(70.7%)であり、また1,000万円未満が65.4%で、3,000万円未満がほとんどで、また常雇なし層がほとんどである。前掲第2-5表における50%階層以下の下層の水田作非法人が退出し、その中には組織再編成による販売組織経営体の進入に加わるものも多数あると考えられる。

第2-11表 販売組織経営体からの退出

(単位:経営体, %)									
		非法人	農事組合法人	会 社			非法人	農事組合法人	会 社
計		1,788 (100.0)	474 (100.0)	1,724 (100.0)	計		1,788 (100.0)	474 (100.0)	1,724 (100.0)
販 売 金 額 規 模 別	1千万円未満	1,170 (65.4)	206 (43.5)	543 (31.5)	販 売 額 主 位 作 目 別	販売なし	199 (11.1)	25 (5.3)	100 (5.8)
	1～3千万円	377 (21.1)	107 (22.6)	315 (18.3)		稲	865 (48.4)	167 (35.2)	184 (10.7)
	3～5千万円	132 (7.4)	54 (11.4)	175 (10.2)		麦 類	191 (10.7)	26 (5.5)	13 (0.8)
	5千万～1億円	74 (4.1)	43 (9.1)	232 (13.5)		豆類等	209 (11.7)	25 (5.3)	49 (2.8)
	1～3億円	26 (1.5)	35 (7.4)	257 (14.9)		工芸作物	29 (1.6)	13 (2.7)	53 (3.1)
	3～5億円	7 (0.4)	13 (2.7)	90 (5.2)		露地野菜	61 (3.4)	20 (4.2)	152 (8.8)
	5億円以上	2 (0.1)	16 (3.4)	112 (6.5)		施設野菜	32 (1.8)	30 (6.3)	178 (10.3)
常 雇 数 規 模 別	常雇なし	1,630 (91.2)	301 (63.5)	661 (38.3)		果樹類	68 (3.8)	30 (6.3)	81 (4.7)
	1～5人	108 (6.0)	99 (20.9)	572 (33.2)		花き・花木	39 (2.2)	21 (4.4)	165 (9.6)
	6～10人	33 (1.8)	31 (6.5)	240 (13.9)		その他作物	45 (2.5)	32 (6.8)	128 (7.4)
	11～20人	9 (0.5)	23 (4.9)	151 (8.8)		酪 農	7 (0.4)	14 (3.0)	60 (3.5)
	21人以上	8 (0.4)	20 (4.2)	100 (5.8)		肉用牛	17 (1.0)	19 (4.0)	100 (5.8)
						養 豚	5 (0.3)	27 (5.7)	178 (10.3)
資料: 農林業センサス個票の再集計。 注. 1千万未満は販売なしを含む。養蚕主位は非表示。						養 鶏	16 (0.9)	22 (4.6)	248 (14.4)
						その他畜産	4 (0.2)	3 (0.6)	35 (2)

会社は園芸主位(主に露地野菜, 施設園芸)が33.4%, 畜産主位(主に養鶏, 養鶏)が36.0%で両者が中心である。また, 3,000万円未満層が49.8%, 1億円未満層が73.4%を占め, 1億円未満層は畜産主位の半数, 園芸主位の9割であるが, 同階層は前掲第2-5表で示した50%階層以下の下層である。さらに常雇数は, 全体では5人以下が71.5%あり, 園芸主位, 畜産主位でも7割弱で, 前掲第2-6表で見た割合と大差ない。こうして退出した会社は, 園芸, 畜産が中心であり, 販売額が比較的大規模な階層を含むが, しかし園芸, 畜産としては下層の経営体である。

非法人の退出は, 新たな組織への再編成が多数あると考えられる。それに対して会社の退出は, 一部には別の農業会社への再編成であろうが, 園芸・畜産主位の下層の経営体が解散や休廃業したものが多くと推察され, 宇佐美(1993)が指摘した不安定性があると考えられ, 園芸・畜産ではそうした退出によって上層への生産集中が進展している。

5) 農家と販売組織経営体との流動

家族経営体と販売組織経営体との間での移動について, 前者から後者への移動を「移入」, その逆を「移出」とする。移入は, 非法人181経営体, 農事組合法人169経営体, 会社1,773経営体, 移出は, 非法人546経営体, 農事組合法人72経営体, 会社787経営体で

あり、移入は会社がほとんど、移出は非法人と会社が多い。そこで非法人と会社について
第 2-12 表 に示す。移出は 2010 年、移入は 2015 年の販売組織経営体のデータである。

第2-12表 家族経営体と販売組織経営体との動態

(単位：経営体，％)

			移 出				移 入			
			計	稲	園 芸	畜 産	計	稲	園 芸	畜 産
会 社	全 体		787 (100.0)	98 (100.0)	295 (100.0)	257 (100.0)	1,773 (100.0)	317 (100.0)	691 (100.0)	505 (100.0)
	農産物 販売金額	1千万円未満	167 (21.2)	34 (34.7)	82 (27.8)	10 (3.9)	375 (21.2)	90 (28.4)	176 (25.5)	27 (5.3)
		1～3千万円	196 (24.9)	33 (33.7)	91 (30.8)	36 (14.0)	390 (22.0)	127 (40.1)	167 (24.2)	44 (8.7)
		3～5千万円	150 (19.1)	22 (22.4)	55 (18.6)	50 (19.5)	274 (15.5)	65 (20.5)	119 (17.2)	54 (10.7)
		5千万～1億円	135 (17.2)	8 (8.2)	41 (13.9)	62 (24.1)	378 (21.3)	29 (9.1)	150 (21.7)	139 (27.5)
		1～3億円	118 (15.0)	1 (1.0)	24 (8.1)	80 (31.1)	285 (16.1)	4 (1.3)	73 (10.6)	180 (35.6)
		3～5億円	15 (1.9)	-	2 (0.7)	13 (5.1)	48 (2.7)	1 (0.3)	4 (0.6)	42 (8.3)
		5億円以上	6 (0.8)	-	-	6 (2.3)	23 (1.3)	1 (0.3)	2 (0.3)	19 (3.8)
	常雇数	常雇なし	350 (44.5)	62 (63.3)	113 (38.3)	106 (41.2)	543 (30.6)	123 (38.8)	169 (24.5)	156 (30.9)
		1～5人	314 (39.9)	34 (34.7)	115 (39.0)	124 (48.2)	823 (46.4)	171 (53.9)	298 (43.1)	242 (47.9)
		6～10人	74 (9.4)	2 (2.0)	41 (13.9)	16 (6.2)	255 (14.4)	22 (6.9)	127 (18.4)	71 (14.1)
		11～20人	37 (4.7)	-	19 (6.4)	10 (3.9)	115 (6.5)	1 (0.3)	75 (10.9)	26 (5.1)
		21人以上	12 (1.5)	-	7 (2.4)	1 (0.4)	37 (2.1)	-	22 (3.2)	10 (2.0)
	農業従事 構成員数	1人	103 (13.1)	14 (14.3)	33 (11.2)	29 (11.3)	248 (14.0)	43 (13.6)	99 (14.3)	55 (10.9)
		2人	237 (30.1)	24 (24.5)	89 (30.2)	81 (31.5)	403 (22.7)	73 (23.0)	152 (22.0)	130 (25.7)
		3～5人	385 (48.9)	48 (49.0)	154 (52.2)	125 (48.6)	805 (45.4)	148 (46.7)	294 (42.5)	245 (48.5)
		6～10人	48 (6.1)	11 (11.2)	11 (3.7)	20 (7.8)	221 (12.5)	44 (13.9)	89 (12.9)	57 (11.3)
		11～20人	12 (1.5)	-	8 (2.7)	2 (0.8)	77 (4.3)	9 (2.8)	46 (6.7)	14 (2.8)
		21人以上	2 (0.3)	1 (1.0)	-	-	19 (1.1)	-	11 (1.6)	4 (0.8)
非 法 人	全 体		546 (100.0)	133 (100.0)	219 (100.0)	55 (100.0)	181 (100.0)	88 (100.0)	41 (100.0)	22 (100.0)
	農産物 販売金額	1千万円未満	367 (67.2)	119 (89.5)	123 (56.2)	9 (16.4)	103 (56.9)	63 (71.6)	14 (34.1)	6 (27.3)
		1～3千万円	84 (15.4)	10 (7.5)	55 (25.1)	5 (9.1)	47 (26.0)	25 (28.4)	12 (29.3)	5 (22.7)
		3～5千万円	46 (8.4)	2 (1.5)	28 (12.8)	10 (18.2)	9 (5.0)	-	4 (9.8)	3 (13.6)
		5千万～1億円	34 (6.2)	2 (1.5)	12 (5.5)	17 (30.9)	12 (6.6)	-	9 (22.0)	1 (4.5)
		1～3億円	14 (1.8)	-	1 (0.3)	13 (5.1)	10 (0.6)	-	2 (0.3)	7 (1.4)
		3～5億円	1 (0.2)	-	-	1 (1.8)	-	-	-	-
		5億円以上	-	-	-	-	-	-	-	-
	常雇数	常雇なし	382 (70.0)	122 (91.7)	122 (55.7)	18 (32.7)	101 (55.8)	62 (70.5)	14 (34.1)	9 (40.9)
		1～5人	123 (22.5)	10 (7.5)	68 (31.1)	31 (56.4)	53 (29.3)	21 (23.9)	15 (36.6)	8 (36.4)
		6～10人	33 (6.0)	1 (0.8)	22 (10.0)	5 (9.1)	15 (8.3)	3 (3.4)	7 (17.1)	4 (18.2)
		11～20人	7 (1.3)	-	6 (2.7)	1 (1.8)	12 (6.6)	2 (2.3)	5 (12.2)	1 (4.5)
		21人以上	1 (0.2)	-	1 (0.5)	-	-	-	-	-
	農業従事 構成員数	1人	271 (49.6)	58 (43.6)	114 (52.1)	24 (43.6)	45 (24.9)	21 (23.9)	11 (26.8)	3 (13.6)
		2人	146 (26.7)	28 (21.1)	62 (28.3)	20 (36.4)	31 (17.1)	14 (15.9)	5 (12.2)	7 (31.8)
		3～5人	77 (14.1)	23 (17.3)	32 (14.6)	9 (16.4)	49 (27.1)	28 (31.8)	7 (17.1)	8 (36.4)
		6～10人	31 (5.7)	13 (9.8)	7 (3.2)	2 (3.6)	34 (18.8)	18 (20.5)	8 (19.5)	3 (13.6)
		11～20人	15 (2.7)	8 (6.0)	4 (1.8)	-	17 (9.4)	5 (5.7)	7 (17.1)	1 (4.5)
		21人以上	6 (1.1)	3 (2.3)	-	-	5 (2.8)	2 (2.3)	3 (7.3)	-

資料：農林業センサス個票の再集計。

注．販売金額1千万円未満には、販売なしを含む。

まず始めに、家族経営体から移入した会社について見ると、園芸主位、畜産主位が中心で、稲主位も 2 割近くあり、農産物販売金額 3,000 万円以上層が 56.9%ある。前掲第 2-5 表の 50%階層以上に当たるのは稲主位の 31.5%，園芸主位の 11.4%，畜産主位の 3.9%で、会社全体と比較すると、稲主位は同程度、園芸主位はやや少なく、ともに 50%階層＝中位層が厚い。それらに対して畜産主位は、50%階層未満の下層中心である。常雇数では、常雇なし層が 30.6%，1～5 人層が 46.4%であり、園芸主位、畜産主位も同様の割合で、常雇なしと少人数雇用が中心である。これらのことから、会社形態で販売組織経営体へ移行する家族経営体のメルクマールは、販売金額ではあり得るが、常雇人数ではない。農従構成員数は、1 人が 14.0%，2 人が 22.7%，3～5 人が 45.4%あり、この傾向は主位作目別

に大きな差がない。この人数からは、1戸1法人なのか複数世帯による協業経営体なのか確定できないが、1人のワンマン経営（定義上は農家である）と複数世帯の協業経営がほとんどではないかと考えられる⁽⁴¹⁾。

他方、会社から移出した販売組織経営体について見ると、販売金額規別や常雇人数で、移入した会社と大差がないが、常雇なし層が移入した会社よりも高く、農従構成員数では5人以下、特に2人が多い。これらのことから、常雇がない、あるいは少なく、組織（農従構成員）規模の小さな会社が家族経営体へ移出している。また、移出した非法人は、稲主位が24.4%、園芸作主位が40.1%であり、販売額1,000万円未満の小規模層が7割を占め、稲主位のほとんどと園芸主位の過半が同階層である。農従構成員数は1人と2人が8割である。移出した非法人は、稲主位や園芸作主位の小規模経営体で、農従構成員が1～2人という小規模組織であることが共通する特徴である。

家族経営体と販売組織経営体での双方向の流動性の内容は、会社では、移入と移出の階層構成に大差がないことから、2005年以降に家族経営体→販売組織経営体→家族経営体という可逆的変動があったことも想定し得る⁽⁴²⁾。しかし、むしろ、一方では販売金額が大きな会社形態の家族経営が販売組織経営体へ移行し、しかもそれは複数世帯の協業経営が多いと考えられ、他方では既存の非法人や会社の協業経営が縮小・解体して（複数世帯から単世帯へなど）家族経営体へ移行するという動きが多いものと推察される。

6) 水田作主位販売組織経営体への動態

非法人の水田作受託組織経営体や販売組織経営体から、非法人又は農事組合法人の稲主位販売組織経営体への直接移行や再編成による移行、大豆主位販売組織経営体の新設、そ

第2-13表 水田作主位販売組織経営体への動態

(単位:経営体)

	水田作受託組織経営体から						水田作主位 販売組織経営 体からの退出			退出等計			稲主位販売組織経営体への移行												
	直接移行			退 出									受託組織経 営体からの 直接移行			家族経営 体 から			進 入			進入等計			
	非 法 人	農 事 組 合 法 人	会 社	非 法 人	農 事 組 合 法 人	会 社	非 法 人	農 事 組 合 法 人	会 社	非 法 人	農 事 組 合 法 人	会 社	非 法 人	農 事 組 合 法 人	会 社	非 法 人	農 事 組 合 法 人	会 社	非 法 人	農 事 組 合 法 人	会 社	非 法 人	農 事 組 合 法 人	小 計	会 社
全 国	294	108	27	1,762	65	33	1,265	218	246	3,321	391	306	192	90	24	88	81	317	765	845	712	1,045	1,016	2,061	1,053
北海道	-	-	-	67	5	3	23	10	23	90	15	26	-	-	-	2	4	35	1	9	26	3	13	16	61
東 北	84	22	7	500	24	6	320	36	53	904	82	66	43	14	6	18	15	54	157	154	150	218	183	401	210
北 陸	32	19	4	148	8	-	139	48	38	319	75	42	22	17	2	19	19	55	131	167	98	172	203	375	155
北関東	10	5	2	88	3	-	85	11	15	183	19	17	5	3	2	4	5	16	17	50	38	26	58	84	56
南関東	12	8	2	63	2	3	33	10	6	108	20	11	11	6	2	3	5	17	9	18	41	23	29	52	60
東 山	7	1	1	74	2	-	59	6	6	140	9	7	4	1	1	4	4	14	9	23	24	17	28	45	39
東 海	15	8	1	42	5	1	94	16	30	151	29	32	10	7	1	5	4	19	52	49	99	67	60	127	119
近 畿	41	2	3	115	5	2	190	5	12	346	12	17	32	2	3	12	2	31	154	63	63	198	67	265	97
山 陰	10	5	-	96	1	2	40	14	6	146	20	8	9	5	-	5	7	6	44	54	22	58	66	124	28
山 陽	13	15	-	80	-	3	49	20	14	142	35	17	10	15	-	2	7	24	45	142	55	57	164	221	79
四 国	6	4	1	41	2	2	28	24	12	75	30	15	5	4	1	4	4	3	18	27	22	27	35	62	26
北九州	62	17	5	397	7	7	193	16	19	652	40	31	39	14	5	10	3	32	114	77	43	163	94	257	80
南九州	2	2	1	51	1	4	12	2	11	65	5	16	2	2	1	-	2	11	14	12	31	16	16	32	43

資料:農林業センサス個票の再集計。

注: 沖縄は全国に含む。

して園芸、畜産を中心とする会社の進入が進行している。それらのうち稲主位販売組織経営体へ向かう動態変化を地域ブロック別に第 2-13 表に示す。退出等計の非法人数に対する進入等計⁽⁴³⁾の非法人と農事組合法人の小計を地域ブロック別に比較すると、北陸と山陽は前者を後者が上回っていて、再編に加えて組織の新設があるが、北陸は非法人と農事組合法人、山陽は農事組合法人が中心である。他の地域は前者が後者を上回っていることから、複数組織の再編成によって組織が新設されていると推察されるが、北九州と近畿は非法人が再編されて非法人中心に設立、東北は非法人に加えて農事組合法人が設立されている等の地域差がある。会社は、東北、北陸、そして東海、近畿等で進入が多数あり、新たな参入等の他に上記の非法人や農事組合法人の再編成によるものもある。

7) 水田作における組織経営体数と法人化

水田作主位販売組織経営体数の法人形態別の変化を地域ブロック別に第 2-14 表に示す。前表は 2010-15 年における動態であるフローの変化を示したものであったのに対して、本表は継続して販売組織経営体であるものも含めたストックの数値である。

第2-14表 地域別・法人形態別の水田主位販売組織経営体数

(単位：経営体，%)

	実 数										増減数					
	2005年			2010年			2015年				2005-10年			2010-15年		
	非法人	農事組 合法人	会社	非法人	農事組 合法人	会社	計	非法人	農事組 合法人	会社	非法人	農事組 合法人	会社	非法人	農事組 合法人	会社
全 国	1,442	541	729	4,186	1,727	1,422	9,190 (100.0)	3,692 (40.2)	3,251 (35.4)	2,247 (24.5)	2,744	1,186	693	△ 494	1,524	825
北海道	17	22	43	24	24	86	173 (100.0)	6 (3.5)	35 (20.2)	132 (76.3)	7	2	43	△ 18	11	46
東 北	111	58	149	949	196	283	1,707 (100.0)	827 (48.4)	460 (26.9)	420 (24.6)	838	138	134	△ 122	264	137
北 陸	444	180	226	813	660	395	2,224 (100.0)	722 (32.5)	1,001 (45.0)	501 (22.5)	369	480	169	△ 91	341	106
北関東	46	12	25	166	45	65	365 (100.0)	128 (35.1)	135 (37.0)	102 (27.9)	120	33	40	△ 38	90	37
南関東	48	20	14	50	35	33	200 (100.0)	42 (21.0)	68 (34.0)	90 (45.0)	2	15	19	△ 8	33	57
東 山	40	11	29	105	37	57	220 (100.0)	41 (18.6)	82 (37.3)	97 (44.1)	65	26	28	△ 64	45	40
東 海	129	49	56	269	86	118	571 (100.0)	175 (30.6)	188 (32.9)	208 (36.4)	140	37	62	△ 94	102	90
近 畿	365	25	60	587	107	111	1,077 (100.0)	584 (54.2)	279 (25.9)	214 (19.9)	222	82	51	△ 3	172	103
山 陰	79	49	34	144	132	44	425 (100.0)	127 (29.9)	226 (53.2)	72 (16.9)	65	83	10	△ 17	94	28
山 陽	53	86	38	134	218	86	680 (100.0)	106 (15.6)	419 (61.6)	155 (22.8)	81	132	48	△ 28	201	69
四 国	22	5	16	65	36	28	169 (100.0)	59 (34.9)	68 (40.2)	42 (24.9)	43	31	12	△ 6	32	14
北九州	77	24	31	867	142	92	1,261 (100.0)	854 (67.7)	262 (20.8)	145 (11.5)	790	118	61	△ 13	120	53
南九州	10	-	8	13	9	24	118 (100.0)	21 (17.8)	28 (23.7)	69 (58.5)	3	9	16	8	19	45

資料：農林業センサス，2010年，2015年は個票の組替集計。

注 1) 沖縄は全国に含む。

2) 構成割合は2015年の非法人，農事組合法人，会社の合計に対する割合。

2010-15 年の稲主位販売組織経営体数の変化について見ると、東北は、非法人が再編成されて非法人と農事組合法人が設立され、また会社の設立もあった結果、非法人が減少して農事組合法人と会社が増加し、農事組合法人 26.9%、会社 24.6%と、法人が過半を占めるようになる。北陸は、非法人の再編成に加えて非法人と農事組合法人の新設があり、その結果、農事組合法人と会社が増加し、農事組合法人 45.0%、会社 22.5%になる。近畿は、非法人が再編成されて非法人が設立され、さらに会社の進入があった結果、非法人の減少が少なく、非法人が 54.2%と過半を占め、また農事組合法人の増加に比して会社の増加が

多い。山陽は、農事組合法人の新設が多く、農事組合法人が増加して 61.6%を占める。北九州は、非法人の再編成によって非法人中心の設立があったため、非法人数の減少が小さく、67.7%と多くを占める。

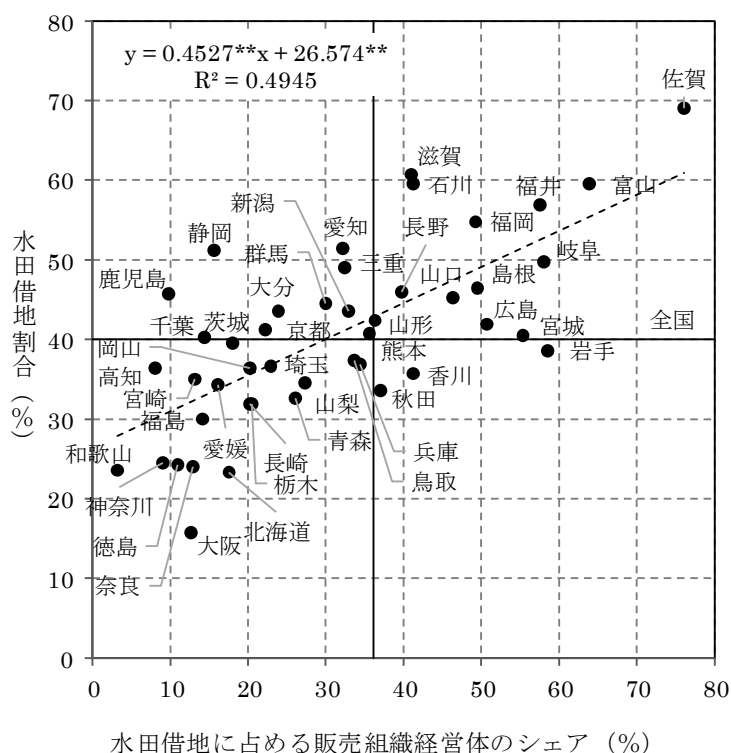
4. 水田作販売組織経営体の農地集積と法人化

(1) 水田借地における販売組織経営体の地域差

水田作における販売組織経営体の位置付けを第 2-3 図に示す。x 軸は水田借地面積に占める販売組織経営体のシェア、y 軸は水田面積に対する借地面積の割合である。水田借地割合が 50%を超える県が、

北陸の富山、石川、福井、東海の静岡、愛知、近畿の滋賀、北九州の福岡、佐賀の 8 県である。

販売組織経営体の借地田面積シェアが上昇すると水田借地面積割合が上昇する関係にあり、水田借地面積は販売組織経営体の借地に牽引されている。全国平均を原点とすると、右上の第 1 象限には上記 8 県のうち静岡、愛知以外の 6 県に加えて山口の 7 県が含まれている。これら諸県における水田借地の拡大は販売組織経営体による集積によるものが中心である。その一方で、水田借地割合が高い愛知、静岡の水田借地の拡大は大規模農家によるものが中心である。



第2-3図 水田借地割合と販売組織経営体シェア(2015年)

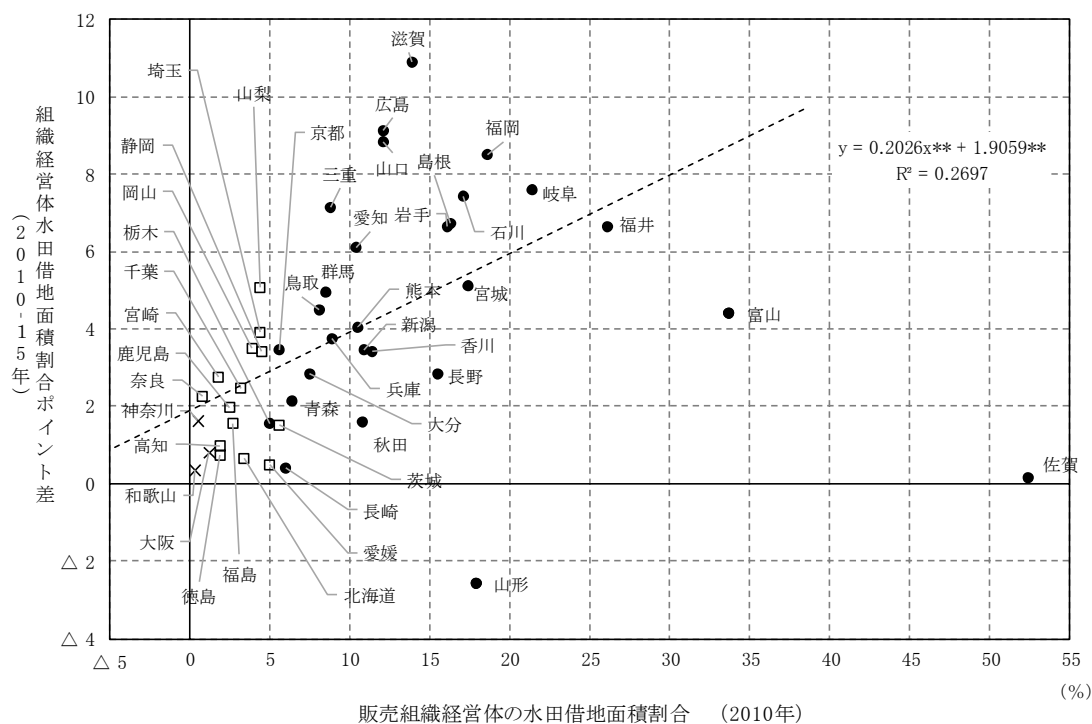
資料: 農林業センサス。

注 1) 東京、沖縄を除く。

2) **は1%水準で有意であることを示す。

販売組織経営体による水田借地に関して、さらに 2010 年の水田面積に対する販売組織経営体の借地面積割合と 2010-15 年におけるその増減ポイント数との関係を第 2-4 図に示す。2010 年に組織経営体の借地面積割合が極端に高かった佐賀を除いて近似線を描いてある。決定係数はやや小さいが、2010 年に水田面積に占める販売組織経営体の借地面積割合が高かった地域ほど、その後の 5 年間に、さらに販売組織経営体の水田借地が増大する

傾向がある。



第2-4図 組織経営体の借地面積割合とその増加ポイント

資料: 農林業センサス。

注 1) 東京、沖縄を除く。

2) 近似線は佐賀を除く。回帰式の**は1%水準で有意であることを示す。

3) □は第2-5図のIIグループ、×は同図で除外の県である。

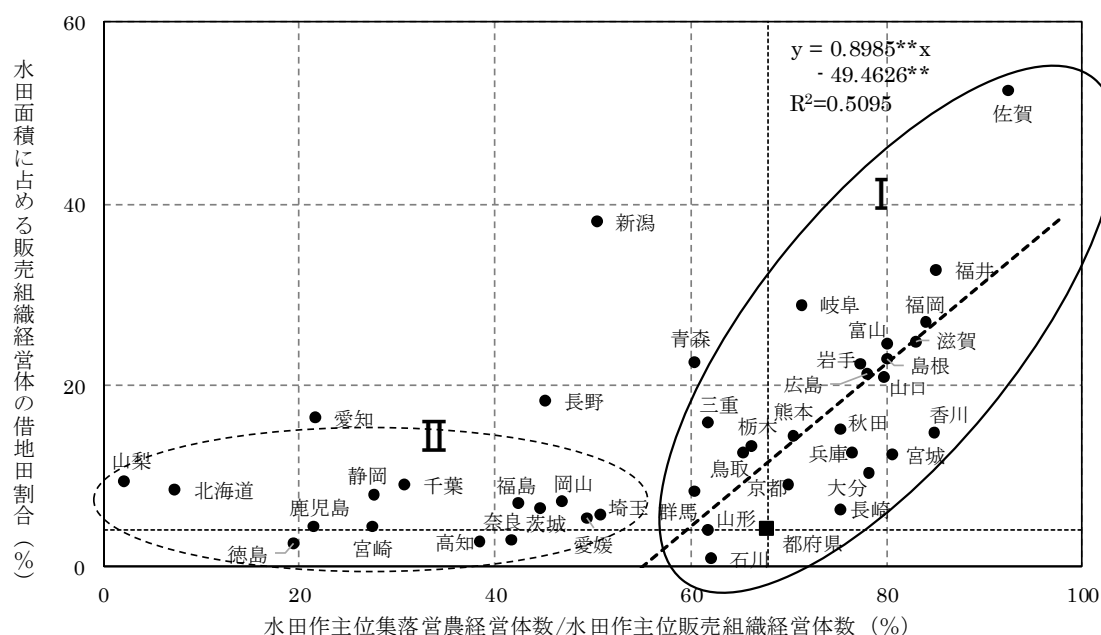
販売組織経営体の水田借地率は、全国平均的な水準へ収斂するのではなく、販売組織経営体の水田借地率が高い地域はさらにその水田借地が進展し、逆に低い地域はその水田借地が進展しないという関係があり、販売組織経営体の水田借地率は地域差が拡大する傾向にある。とはいえ、2010年の水田借地割合が25%を超える福井、富山では借地率上昇が頭打ちであり、そうした傾向が他県にも現れるか否かは今後の動向を見守りたい。

(2) 集落営農経営体による水田借地進展の地域差

販売組織経営体の水田借地が水田借地全体を牽引し、水田作の販売組織経営体は集落営農組織の増加によって増加している。そこで水田集積における集落営農組織の位置付けを見るために、水田作主位組織経営体に占める水田作主位集落営農経営体の割合と田面積に占める販売組織経営体の借地田面積割合との関係を第2-5図に示す。各県は大きく二つのグループに分けられる。Iグループは、水田作主位の販売組織経営体に占める集落営農経営体の割合が60%を超え、しかもその割合が高まるに連れて販売組織経営体の借地田面積シェアも高まっている諸県である。Iグループ内では集落営農経営体の割合が高いほど販売組織経営体の借地割合が高まる関係にあり、販売組織経営体の水田集積は集落営農組織

に牽引されて高まっている。それに対してⅡグループは、水田作主位の販売組織経営体に占める集落営農経営体の割合が60%未満と低く、販売組織経営体の借地田面積シェアも低い諸県である。これらの県では集落営農経営体数が少なく、販売組織経営体による水田集積が低位で、水田集積は農家によるものが中心となっている県である。

両グループに含まれていない県もいくつかある。愛知と長野は組織経営体による水田集積が一定程度あるが、それは集落営農組織ではない販売組織経営体によるものである。青森、新潟も組織経営体による水田集積があるが、集落営農組織とそうではない組織経営体との両者によって水田の集積が進んでいる。



第2-5図 水田作販売組織経営体における集落営農組織の位置と水田の集積

資料: 農林業センサス, 同個票の再集計.

注 1) 販売組織経営体の借地シェア=販売組織経営体借地面積/農業経営体借地面積.

2) 東京, 神奈川, 和歌山, 大阪, 沖縄を除く.

3) 回帰式の**は1%水準で有意であることを示す.

(3) 集落営農経営体の内実変化と法人化

2010年農業センサス分析で小野(2013)は、水田作の販売組織経営体増加数に対する機械所有経営体増加数の割合を指標に、組織としての営農の実態を示した⁽⁴⁴⁾。ここでは水田作販売組織経営体全体ではなく、稲主位の集落営農経営体についてその機械所有割合を第2-15表に示す⁽⁴⁵⁾。

第2-15表 稲主位集落営農経営体における機械所有割合

(単位: 経営体, %)

(単位:経営体,%)

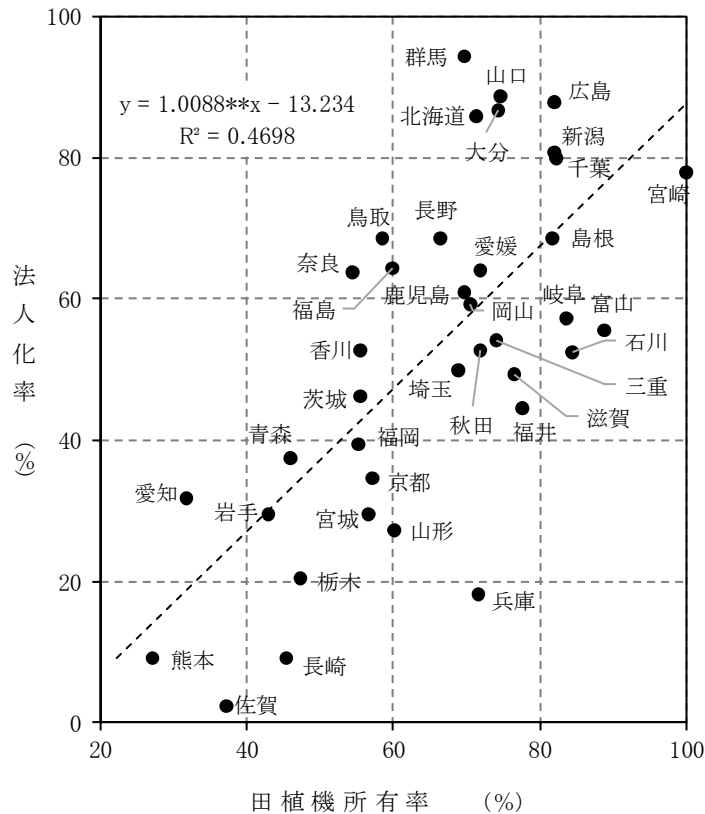
	稲主位 集落営農 経営体数		機械保有率							稲主位 集落営農 経営体数		機械保有率					
			動力田植機		トラクタ		コンバイン					動力田植機		トラクタ		コンバイン	
	2010年	2015年	10年	15年	10年	15年	10年	15年		10年	15年	10年	15年	10年	15年	10年	15年
全 国	4,519	6,337	64.0	67.3	65.0	68.2	69.7	71.4	青森	42	64	40.5	45.3	38.1	46.9	42.9	53.1
北海道	13	15	61.5	66.7	76.9	66.7	69.2	66.7	岩手	195	300	40.5	42.7	42.1	46.3	50.8	51.0
東 北	874	1,230	38.9	57.6	38.6	57.9	45.5	61.5	宮城	211	308	34.6	56.8	33.6	56.8	38.4	58.8
北 陸	1,228	1,524	86.2	83.7	86.9	83.9	87.6	84.1	秋田	257	359	46.7	71.9	48.2	70.5	52.1	73.5
北関東	140	206	39.3	55.8	42.1	52.9	47.1	61.7	山形	142	147	22.5	59.9	19.0	56.5	29.6	61.2
南関東	34	63	79.4	79.4	79.4	82.5	82.4	81.0	福島	27	52	70.4	59.6	63.0	61.5	88.9	67.3
東 山	66	103	47.0	64.1	48.5	63.1	54.5	58.3	茨城	45	56	40.0	57.1	46.7	55.4	42.2	60.7
東 海	210	320	83.3	75.0	83.3	76.3	81.4	75.0	栃木	76	97	38.2	47.4	36.8	45.4	46.1	54.6
近 畿	526	813	78.1	71.1	84.0	74.7	83.1	74.5	群馬	19	53	42.1	69.8	52.6	64.2	63.2	75.5
山 陰	222	332	78.4	75.6	77.0	75.0	84.2	76.5	福岡	186	266	48.4	54.9	46.2	54.1	64.0	68.8
山 陽	292	511	80.1	77.1	79.5	76.7	83.6	80.6	佐賀	398	448	38.2	37.3	41.2	40.4	56.3	55.4
四 国	67	114	37.3	61.4	41.8	62.3	37.3	66.7	長崎	26	36	53.8	44.4	50.0	52.8	50.0	52.8
北九州	833	1,071	41.3	44.5	41.9	46.7	55.7	57.9	熊本	146	190	26.0	26.8	22.6	25.8	34.9	34.2
南九州	17	41	70.6	82.9	58.8	82.9	76.5	87.8									

資料: 農林業センサス個票の再集計。

注: 2015年の稲主位集落営農経営体は、集落営農実態調査の対象である販売組織経営体の稲主位であるもの。2010年は、そのうち2010年にも稲主位販売組織経営体であるもの。

2010年に機械所有率が低かった地域ブロックは、東北（経営体数の少ない福島以外）、北九州、北関東である。2015年もこれら地域ブロックでは機械所有率が低い、所有率の上昇が見られる。特に、東北の秋田、宮城、北関東の各県、北九州の福岡では、稲主位の集落営農経営体の増加とともに機械所有率も上昇し、枝番管理型組織における営農実体の充実が表れている。加えて山形では、稲主位の集落営農経営体がほとんど増加しない中で、機械所有率が急上昇している。前掲第2-4図に示したように、山形はこの間に販売組織経営体の水田借地面積が減少し、量的には集落営農経営体が後退しているが、しかし質的には、組織の内実が充実しつつある。これらに対し、東北の青森、岩手、北九州の佐賀では機械所有率の上昇が小さく、これら県では内実変化の動きが弱い。こうして2010年に枝番管理型組織が増大した地域の中で分化が生じている。

この機械所有率と法人化との関係を第2-6図に示す。田植機所有率を指標として示す機械所有率が高い地域ほど法人化割合も高く、集落営農組織における組織としての営農の内実が充実するとともに、法人化も進展していることが示されている。政策対応ではなく、組織の内的必然性から法人化が行われていると考えられる。その中でも群馬、山口、広島、大分は機械所有率が高いが、それ以上に法人化率が高く、県での法人化への取組が法人化率の高さに反映している。



第2-6図 稲主位集落営農経営体の田植機
所有率と法人化率（2015年）

資料：農林業センサス個票の再集計。

注 1) 非法人、農事組合法人、会社の合計が10経営体未満の県（東京、
神奈川、静岡、山梨、大阪、和歌山、徳島、高知、沖縄）を除く。

2) 法人化率は、上記3者に対する農事組合法人と会社の割合。

5. 稲主位販売組織経営体の経営構造

（1） 稲主位販売組織経営体における水田作付と複合化

稲主位販売組織経営体の土地利用状況を集落営農経営体とそれ以外とに分けて、経営耕地規模別に第2-16表に示す。集落営農経営体は、すべての組織形態で20ha以上層が過半を占めるが、集落営農以外の経営体では同規模層が会社で半数弱、農事組合法人で4割、さらに非法人では1割強と少なく、会社を除いて集落営農経営体とは面積規模が異なる。

水田の利用状況を水田面積に対する食用稲の作付割合で示すと、小規模層で同割合が高く大規模層で低い序列がある。販売農家の食用稲作付割合（77.1%）と比較すると、集落営農以外の経営体は、全体的に販売農家より高く、食用稲に傾斜し、50ha以上層のみが転作に傾斜している。それに対して集落営農経営体は、3ha未満層は販売農家より食用稲作付割合が高いが、それを除くすべての規模階層で販売農家より低く、会社の50ha以上層では特に低くて転作に傾斜している。

さらに、園芸作の導入状況を露地野菜導入割合で示すと、集落営農以外の経営体では大規模層ほど高い序列（以下、「規模序列」という）に加えて、組織形態別では非法人＜農事組合法人＜会社という序列（以下、「組織形態序列」という）もある。集落営農経営体でも規模序列と組織形態序列があり、園芸作導入の積極性は集落営農組織もそれ以外も規模序列と組織形態序列に従う。しかし園芸作導入率において集落営農経営体より集落営農以外の経営体が勝るという序列（以下、「組織類型序列」という）はない。

第2-16表 稲主位販売組織経営体の土地利用と園芸作導入

(単位:経営体, %)

		非 法 人			農事組合法人			会 社		
		経営体数	食 用 稲作付 割 合	露 地 野菜導 入割合	経営体数	食 用 稲作付 割 合	露 地 野菜導 入割合	経営体数	食 用 稲作付 割 合	露 地 野菜導 入割合
集 落 営 農 経 営 体	全 体	3,239 (100.0)	72.0	9.6	2,651 (100.0)	70.7	32.5	342 (100.0)	66.6	40.1
	3ha未満	412 (12.7)	84.6	6.6	80 (3.0)	77.2	1.3	11 (3.2)	79.6	18.2
	3～10	505 (15.6)	74.9	8.9	340 (12.8)	75.9	20.3	37 (10.8)	70.5	32.4
	10～20	592 (18.3)	73.2	10.8	652 (24.6)	71.7	26.1	56 (16.4)	77.4	37.5
	20～30	619 (19.1)	72.9	10.5	610 (23.0)	72.4	36.2	65 (19.0)	75.9	40.0
	30～50	651 (20.1)	70.8	9.2	615 (23.2)	71.3	40.8	93 (27.2)	72.3	41.9
	50～100	362 (11.2)	71.5	10.2	294 (11.1)	67.8	42.2	62 (18.1)	63.4	43.5
	100ha以上	98 (3.0)	71.9	13.3	60 (2.3)	70.2	43.3	18 (5.3)	53.9	55.6
集 落 営 農 以 外	全 体	453 (100.0)	77.6	12.8	600 (100.0)	72.4	29.2	1,905 (100.0)	71.9	35.0
	3ha未満	222 (49.0)	87.5	11.7	93 (15.5)	88.4	21.5	276 (14.5)	89.6	20.7
	3～10	113 (24.9)	82.3	13.3	148 (24.7)	81.7	23.0	371 (19.5)	85.0	36.7
	10～20	58 (12.8)	81.1	17.2	124 (20.7)	82.6	24.2	385 (20.2)	79.2	34.3
	20～30	25 (5.5)	79.5	12.0	77 (12.8)	80.4	32.5	243 (12.8)	76.1	41.6
	30～50	24 (5.3)	81.3	8.3	69 (11.5)	75.5	50.7	323 (17.0)	74.5	33.7
	50～100	9 (2.0)	65.7	22.2	64 (10.7)	71.8	28.1	232 (12.2)	69.1	40.9
	100ha以上	2 (0.4)	58.9	-	25 (4.2)	59.5	52.0	75 (3.9)	63.5	48.0

資料: 農林業センサス個票の再集計。

注. 食用稲作付割合は水田面積に対するもの。

水田作経営での園芸作導入は、常雇や専従構成員の周年就労と所得確保のための重要条件の一つであるので、常雇雇用率や専従構成員の確保率と併進すると考えられる。しかし、後述するようにそれらには組織類型序列が見られるが、園芸作導入割合にはそれが見られなかった。これは集落営農経営体も園芸作導入割合が高いからであり、その理由は、集落営農経営体では常雇や専従構成員の就労場面だけでなく、構成員家族の就労の場確保等の理由で園芸作導入が図られているためではないかと考えられる。

(2) 稲主位販売組織経営体における労働力と投下労働量

稲主位販売組織経営体での労働力と投下労働量を第 2-17 表 に示す。集落営農以外の経営体の農従構成員数は、いずれの組織形態においても数人から 10 人程度で、経営面積規模に応じた増加が小さく、特定人数の構成員が従事している。集落営農経営体の農従構成員数は、会社は 100ha 以上層を除いて 6～11 人であるが、農事組合法人と非法人では、経

営耕地面積規模に応じてほぼ同程度に増大する。非法人と農事組合法人は地域ぐるみ型組織が多いため、経営面積に応じて農従構成員が増大するが、会社は、農従構成員が絞り込まれた地域ぐるみ型組織⁽⁴⁶⁾か、あるいは2階建て組織の2階部分の少数構成員組織である場合が多い。

第2-17表 稲主位販売組織経営体の労働力と労働投入量

(単位:人,%,労働単位)

		非法人						農事組合法人						会社					
		農業従事構成員数	常雇用割合	投下労働	構成員	常雇	1ha当たり投下労働	農業従事構成員数	常雇用割合	投下労働	構成員	常雇	1ha当たり投下労働	農業従事構成員数	常雇用割合	投下労働	構成員	常雇	1ha当たり投下労働
集落営農経営体	全体	23.2	7.2	8.8	8.4	0.2	0.30	20.7	24.9	8.9	7.4	0.8	0.30	10.2	64.6	10.6	6.5	2.8	0.27
	3ha未満	10.1	7.3	1.8	1.6	0.1	1.27	11.1	22.5	3.5	2.9	0.3	2.25	6.4	27.3	2.7	1.3	0.4	1.51
	3～10	12.5	11.5	2.8	2.3	0.2	0.45	11.6	15.9	3.9	3.3	0.3	0.56	7.6	35.1	4.2	2.8	0.7	0.63
	10～20	17.5	9.0	5.4	4.9	0.2	0.36	16.4	17.9	6.7	5.8	0.5	0.44	7.5	58.9	5.5	3.5	1.2	0.36
	20～30	20.1	5.2	6.7	6.3	0.1	0.27	19.6	22.6	7.9	6.4	0.7	0.32	6.6	60.0	7.1	4.2	2.0	0.28
	30～50	25.8	6.0	10.1	9.5	0.3	0.26	22.3	29.3	8.8	7.0	0.9	0.23	10.8	69.9	11.7	7.4	2.7	0.30
	50～100	38.6	4.1	18.0	17.5	0.1	0.27	31.5	40.5	12.4	9.6	1.4	0.19	9.4	82.3	13.8	6.3	5.8	0.20
	100ha以上	111.6	5.1	61.7	61.3	0.2	0.34	73.5	58.3	63.3	56.6	4.2	0.37	39.8	94.4	41.7	30.7	6.8	0.29
集落営農以外	全体	8.9	15.9	3.5	3.0	0.3	0.38	6.5	44.8	6.2	3.8	1.7	0.23	4.7	65.1	7.4	4.0	2.6	0.26
	3ha未満	8.1	6.3	2.2	1.9	0.1	1.90	6.1	31.2	3.7	2.6	0.8	2.52	3.2	44.9	3.2	1.8	1.1	2.17
	3～10	8.0	20.4	3.1	2.6	0.3	0.53	5.7	31.1	3.5	2.5	0.8	0.54	3.7	56.6	4.3	2.5	1.4	0.69
	10～20	8.0	27.6	3.9	3.0	0.6	0.27	6.6	33.9	5.0	3.4	0.9	0.35	6.0	57.7	7.6	5.1	1.7	0.50
	20～30	8.2	40.0	5.0	3.7	0.9	0.21	7.6	45.5	6.4	4.5	1.1	0.26	4.3	70.8	6.7	3.8	2.2	0.27
	30～50	12.9	25.0	10.7	9.8	0.6	0.27	6.8	71.0	8.5	5.3	2.4	0.22	4.5	76.8	8.5	4.4	2.9	0.22
	50～100	12.1	22.2	6.7	5.4	1.1	0.10	6.8	71.9	9.6	5.4	3.3	0.14	5.0	85.3	11.6	5.2	5.3	0.17
	100ha以上	127.5	50.0	50.1	49.2	0.5	0.32	7.8	88.0	22.1	8.8	11.6	0.13	10.5	88.0	21.6	8.5	10.4	0.15

資料:農林業センサス個票の再集計。

注. 投下労働量は構成員、常雇、臨時雇の合計で、1労働単位は従事日数225日である。なお構成員の従事日数は、各階層の中位数を用い、最上層の「250日以上」は300日として算出している。

農従構成員数とその投下労働量を比較すると、集落営農以外の経営体では、規模に応じて農従構成員数はほとんど変化しないのに対して、投下労働量は増大している。会社では投下労働量が農従構成員数に近く、1労働単位の労働を投下する専従的従事者がある経営体がほとんどであるが、非法人と農事組合法人は農従構成員数に比して投下労働量が小さく、20ha未満層では専従的従事者がいない経営体がある⁽⁴⁷⁾。集落営農経営体の会社は、農従構成員数に対する投下労働量が大きく、専従的従事者がある経営体がほとんどである。しかし非法人と農事組合法人は、多数の農従構成員数に比して投下労働量が小さく、各構成員が少しずつパートタイムで関与していて、専従的従事者がいない経営体が多くある。

常雇雇用割合と常雇の投下労働量は、集落営農以外の経営体では、非法人<農事組合法人<会社という組織形態序列と規模に応じて増大する規模序列があり、農事組合法人の20ha以上層と会社で常雇の投下労働量が1単位を超えている。総投下労働量に占める常雇の割合（非表示）は、非法人では規模に応じてあまり変化しないが、農事組合法人と会社では規模に応じて増加していて、会社の50ha以上層、農事組合法人の100ha以上層では常雇雇用割合が8割を超えて、構成員の投下労働量を常雇のそれが上回る雇用型経営となっている。集落営農経営体でも組織形態序列と規模序列があり、農事組合法人の50ha以上層と会社の10ha以上層では、常雇の投下労働量が1単位を超えていて、常雇に支えら

れた経営体となっている。しかし、非法人と農事組合法人の 30ha 未満層では、常雇雇用割合が低く、構成員の投下労働量が総投下労働量のほとんどを占める。

さらに経営面積 1ha 当たり投下労働量は、集落営農以外の経営体、集落営農経営体の農事組合法人と会社は規模の上昇に応じて低減しており、規模の経済が見られるが、その組織形態との関係は明確ではない。

非法人の集落営農経営体は、30ha 未満の各層では規模の経済が見られるが、30ha 以上層で見られない。これについては説明を要しよう。30ha 未満層の非法人の 1ha 当たり投下労働量は、農事組合法人や会社に比して小さい。この理由は、構成員の水管理や草刈等の労働日数が十分に捕捉されていないために、過少であろうと推察される。他方、30ha 以上層の非法人は、東北や北九州にその多くが所在することから、組織的営農の実体に乏しい組織が多く、個別農家と同様の営農であるため、規模の経済が表れないと考えられる。

(3) 稲主位販売組織経営体の経営規模

稲主位販売組織経営体の農産物販売額を第 2-18 表に示す。平均販売額は、経営耕地面積が大規模ほど大きい。集落営農経営体では、会社が、100ha 以上層を除いて非法人と農事組合法人を上回っており、組織形態序列がややある。集落営農以外の経営体では、30ha 未満層には組織形態序列があるが、しかし 30ha～100ha 層では農事組合法人が会社を上回り、組織形態序列が不明確である。

また集落営農経営体を集落営農以外の経営体が上回り、組織類型序列がある。この組織類型序列がある理由は、集落営農以外の経営体に小売への直売等による有利販売があること、集落営農経営体は転作割合が高いため

に収入に占める交付金の割合が高いこと、また構成員に対して米が安価販売されたりすることなどが、販売金額を小さくしているものと考えられる。

投下労働単位当たり販売金額で示す労働生産性は、集落営農経営体（30ha 以上層以外）にも集落営農以外の経営体にも規模序列があり、規模の優位性がある。この理由は、一方では、先に見た 1ha 当たり投下労働量に規模の経済があり、他方では、園芸作導入に規模序列があるために単位面積当たり販売額にも規模序列があるため、と考えられる。

第2-18表 稲主位販売組織経営体の経営規模と生産

(単位: 万円)

		非法人		農事組合法人		会社	
		平均販売額	労働単位当たり金額	平均販売額	労働単位当たり金額	平均販売額	労働単位当たり金額
集落営農経営体	全体	2,107	238	2,294	256	3,435	323
	3ha未満	194	107	502	142	412	152
	3～10	408	147	368	93	228	54
	10～20	1,005	185	1,121	166	1,297	236
	20～30	1,770	264	1,763	223	2,646	375
	30～50	2,772	276	2,974	336	3,910	335
	50～100	4,656	259	5,202	420	5,690	413
	100ha以上	13,843	224	11,786	186	10,778	259
集落営農以外	全体	637	180	2,496	401	2,992	405
	3ha未満	113	51	581	159	634	200
	3～10	418	137	461	131	404	94
	10～20	1,243	322	1,293	259	1,815	240
	20～30	1,896	378	2,276	356	2,845	422
	30～50	1,864	175	4,595	539	4,359	514
	50～100	4,111	612	6,465	673	6,459	556
	100ha以上	7,500	150	11,156	506	13,243	614

資料: 農林業センサス個票の再集計。

注: 平均販売額は、販売金額階層の中位数に経営体数を乗じて算出し、最上層の5億円以上層は実額の値(億円単位)を用いている。

組織形態間について非法人と農事組合法人とを比較すると、集落営農経営体では非法人<農事組合法人の序列がある。（非法人の 30ha 未満層には前述のように捕捉されていない労働投入があるため、非法人>農事組合法人となっている。）集落営農以外の経営体では、30ha 以上層では非法人<農事組合法人の傾向があるが、30ha 未満層ではやや非法人>農事組合法人である。ところが、農事組合法人と会社とを比較すると、集落営農経営体もそれ以外も大小関係が不明確である。これはなぜなのか。一つの理由は構成員と被雇用者の労働の質の相違である。集落営農以外の会社や集落営農経営体の 30ha 以上層の会社では、常雇の労働投入が構成員のそれに拮抗あるいは上回っており、このことが会社の労働生産性が農事組合法人のそれを上回らない要因ではないかと考えられる。

6. おわりに

水田作販売組織経営体が 1995 年以降増加傾向にあり、政策対応を契機とする集落営農組織の急増によって 2005 年以降に非法人の経営体が増加するが、その一方で法人化が進展し、2010-15 年には会社・農事組合法人の増加と非法人の減少局面に至っている。稲作の販売組織経営体が、受託組織経営体や転作の販売組織経営体からの直接の移行や再編成、さらには新設によって増加し、集落営農組織では農事組合法人形態による法人化が進展するとともに、会社形態での法人化が進行している。

販売組織経営体は水田借地の 3 割を集積し、今や水田作でも大規模農家を凌駕しつつある。水田作における農地集積は、販売組織経営体、とりわけ集落営農組織によって牽引され、地域差が広がる方向で集積が進展している。政策対応で増加した集落営農組織の中には経営体としての営農実体に乏しい組織が東北、北関東、北九州等に多く存在したが、この間に機械所有率を上昇させ、内実を具備した組織へと転換している地域がある。さらに稲作を取り込んだ組織では、機械所有を充実させるとともに、法人化も進展している。そして集落営農経営体も集落営農以外の経営体と同様に、大規模層ほど、また非法人<農事組合法人<会社の順に、専従構成員や常雇労働力を確保し、園芸作を導入し、30ha 以上の非法人を除いて労働投入における規模の経済と労働生産性における規模の優位性がある。こうした集落営農組織は、地域内農地の集団化による集団的生産力の形成の担い手となり得ると考えられる。

高齢化等による農家の離農が進行し、大規模農家だけでは水田農業の担い手が不十分な地域で集落営農組織の組織化、さらには法人化が進展している。稲作での法人化は家族協業が崩壊する状況下で開始されるという宇佐美（1993）の展望は経営体単位のものであるが、専業農家の最小必要規模が上昇する中で、家族協業だけでは地域の水田農業を維持できないという地域的問題の解決策として、集落営農組織等の組織化と法人化が展開している。枝番管理型組織における内実具備の進展の背景もここにある。

水田作販売組織経営体の法人化は、集落営農以外は株式会社形態で、集落営農組織は主に農事組合法人形態で進展している。稲主位販売組織経営体の経営構造の分析では、規模

序列、組織形態序列が多く、多くの点で確認でき、常雇数と労働生産性に組織類型序列があった。しかし、労働生産性は、会社が農事組合法人よりも必ずしも優位ではなかった。集落営農経営体もそれ以外も、会社の農従構成員は少数で、常雇労働力に依存する傾向が大規模経営ほど強いが、集落営農組織における労働や構成員の関与のあり方を含めて、さらに検討が必要である。また会社法施行によって協同組合的な株式会社が可能である現段階で、株式会社形態の集落営農組織が増加する傾向にあることを踏まえ、法律的な組織形態による比較ではなく、経済的な経営形態間の比較も課題となる。

注 (1) 「販売目的」は、農産物の販売により農業収入を得ることを直接の目的とするもの（会社等が内部の加工場等への原料供給を目的とするものを含む）、「牧草地経営体」は、牧草栽培により家畜の預託事業を営むことを目的とする預託牧場、農家が共同して牧草を栽培し共同で採草・放牧に利用することを目的とする共同利用採草・放牧場（農業集落・農事実行組合等による同様目的の牧草栽培を含む）、「その他」は、上記以外の研究目的（会社の実験農場を含む）、サービス・厚生・教育・食料自給等を目的とするものである。

- (2) 2005 年農業センサスから、生産組織経営体の「その他」については、調査票での調査を行わず、農林業経営体調査客体候補名簿で把握し、集計している。
- (3) 農業経営体の下限規模は販売農家の規模を外形基準に置き換えたものであり、その基準以下の生産規模（例えば 30a 未満の経営）の農家以外の農業事業体は組織経営体には含まれない。逆に組織経営体のうち外形基準を満たすが販売額が 15 万円未満のものは農家以外の農業事業体には含まれない。また農業サービス事業体は、組織経営体ではない、世帯による受託経営を含んでいる。
- (4) 販売組織経営体を主な対象とする研究に限定すると、1970 年農業センサスは暉峻（1971）、1980 年農業センサスは今村（1982）、1985 年農業センサスは窪谷（1987）、1990 年農業センサスは松木（1992）、宇佐美（1993）、1995 年農業センサスは、江川（1998）、2000 年農業センサスは鈴村（2003）、2005 年農業センサスは鈴村（2008）、2010 年農業センサスは西川（2013）、江川（2013）、2015 年農業センサスは鈴村（2018a）、（2018b）の成果がある。
- (5) 協業経営体とは、法人格の有無にかかわらず、2 戸以上の世帯又は世帯員が農業経営に関し栽培、飼育、販売、収支決算等一切の過程を共同して行い、収益を分配しているものである。
- (6) 宇佐美（1993）は、稲作や酪農では「家族経営が支配的である。こうした部門での法人化は、1 戸 1 法人を除くと家族協業が崩壊する状況の下で開始される。組織される法人形態が「農家」の結合である協業経営体から、有志の結合である有限会社を主流としたものへ変化しつつあることは、そうした流れが強まりつつあることを示すものであろう。」としている。
- (7) 水田経営所得安定対策への対応で、後述する「枝番管理型」組織が東北、北関東、北九州を中心に多数設立される。この動きは、政策対応の側面を持ちつつも、その設立の背景には高齢農家等の離農に対応した将来の担い手確保へ向けた地域の危機対応があり、政策を契機とした地域の主体的な組織化の取組であると考えられる。平林・小野（2013）、（2015a）、農林水産政策研究所（2015）を参照。
- (8) 小田切（2008）は「いわゆる集落営農を含め、土地利用型農業における農家以外の事業体の躍進は、95 年から貫く傾向として捉えてよいように思われる」と指摘している。
- (9) 鈴村（2008）は、「水田作を中心に展開する作業受託組織が若干の借地を行ったため、実態として農家以外事業体にカウントされる」と指摘し（定義上、10a の借地があれば販売組織経営体となる）、これを「流入」と規定しつつ、「統計上の誤差」とする（下線は引用者。以下同様。）。しかし、鈴村（2018a）は、「コントラクターとして農作業の受託を専門としていた経営体や機械銀行等の組織が、組織としての経営基盤を確立していく中で、わずかでも利用権設定を行い借地経営を行えば旧農家以外の農業事業体調査の対象となることはあり得るため」としつつ、「もっぱら農作業受託のみを行う組織が借地経営に乗り出したことによる

農家以外の農業事業体への移行が広範に起こった可能性はある」として、若干の借地だけではなく本格的な借地経営への移行も想定している。

- (10) 西川（2013）は、販売組織経営体と受託組織経営体を分離せずに組織経営体の分析を行い、販売収入なし組織経営体（ほぼ受託組織経営体）の減少と20ha以上組織経営体（すべて販売組織経営体）の増加から、前者から後者への移行を指摘している。
- (11) 水田経営所得安定対策で、作業受委託が特定作業受託として貸借同様のものと扱われるようになったこともセンサスにおける借地の増加要因となっている。特定作業受託は、転作受託組織の受託面積を同対策の加入要件に加えるために創出されたものであるが、その内容は作業受託と同様のものから借地と同様のものまでである。①作業受託組織は、従来の作業受託と同様に、受託者が受け取った販売代金や転作作物の交付金から受託作業料金等を差し引いた収益を委託者へ支払う。しかし、かつては転作奨励金の一部あるいは全部が地域水田農業協議会から委託者に支払われたが、②水田経営所得安定対策では交付金すべてが直接に受託者に支払われるため、受託者の所得部分が増加するという事例が多くある。この場合、受託者の受け取りは作業受託料金だけではなく、借地料に近くなる。また、③集落営農組織では構成員の農地を耕作する場合、組織が立地する集落内の農地は組織の経営地（所有地ではないので農業センサス上では借地）とするが、集落外の農地は特定作業受託地とする事例も多くあり、この場合の特定作業受託は借地と同様である。こうした内容が農業センサスの回答にどう反映されるのかが問題である。①は作業受託であるが、制度的には借地と回答することもありえ、③は借地と回答するであろうが、②は中間的である。
- (12) 2005年、2010年農業センサスでは調査票に「家族による経営である」、「家族による経営でない」という選択肢があり、その回答結果によって家族経営体か組織経営体かを決定した。しかし、2015年農業センサスでは、調査員が、調査客体候補者名簿によって調査客体候補者を訪問して聞き取り、調査客体であるか否かを判定するとともに、「家族による経営である」か「家族による経営でないか」を判定し、調査票に「家族経営」か「組織経営」かを記入して調査対象に配付する。家族経営体か組織経営体かは、2010年農業センサスまでは回答者の判断で決定されたが、2015年農業センサスでは調査員の判定が加わっている。なお、「家族による経営である」は「世帯で農業や林業を営んでいる場合…や家族による経営を法人化している場合を含む」とし、他方、「家族による経営でない」は「農業や林業を会社や団体、集落営農等の組織で経営している場合」とされている（農林水産省大臣官房統計部（2014））。
- (13) 「家族経営」とは家族による農業経営である。しかし、農業センサスの「家族経営体」は、定義で示したように世帯による農業経営であり、これは「農家」である。家族経営体が旧定義の農家と異なるのは、世帯による経営であるか家族による経営であるかではなく、その下限規模が異なる点である。家族経営と農家との相違は、例えば生計を異にする兄弟（2世帯）による農業経営は、家族経営ではあるが、1世帯の農家ではないことから、家族経営体ではなく組織経営体として捕捉されるはずである。なお、2005年農業センサスから世帯内に複数の農業経営がある場合には別個の家族経営体として捕捉されるようになったが、2015年農業センサスでは「世帯全体としての経営」について調査票に記入することとし、世帯単位での捕捉になっている（農林水産省大臣官房統計部（2014））。
- (14) 木下（2008）は、雇用労働に大きく依存し、億単位の販売金額をあげているような企業的な家族経営があることから、「家族経営体」概念には多様な家族経営が含まれ、性格の異なる経営が一つの調査・集計のくくりとなっている問題があり、家族経営のうち企業的な家族経営は分離して把握できるようにする、あるいは企業的な性格が色濃い組織経営体との一体的な把握ができるようにする改善方向が望ましい、と指摘する。そして小田切（2008）は、「確かに1戸1法人経営は家族が経営の主体である限りは、家族経営であるが、雇用を増大させることにより、家族経営として（の）性格は薄くなり得るのであり、まさに「混入」されやすい存在であろう。したがって、それは現実の変化をそれなりに反映した「混入」でもある。」と指摘する。鈴村（2008）はこうした見解を考慮して、「農家統計に含まれるべきではなかった企業的な経営が、本来組み込まれるべきであった農家以外事業体統計に初めてきちんと位置付いたとする見解」もあるとする。

- (15) 一口に枝番管理型と言っても、実は多くのタイプがある。枝番管理を厳密に規定するなら、作業の共同性の有無にかかわらず各構成員の生産量（額）割で販売代金を構成員に精算する方式である。したがって枝番管理型には、稲作・転作ともに共同作業がない（営農実態は全く従前の農家のまま）狭義の枝番管理型から、共同作業がある広義の枝番管理型までである。詳しくは平林・小野（2015a）を参照されたい。
- (16) 協業経営体を本格的に調査した 1965 年農業センサス以降、実態主義から①名目だけの協業、すなわち、資金調達などの都合上、共同出資・共同経営している名目になっていても実際には個別経営や協業組織であるもの、②参加世帯への分配又は販売を主たる目的としているもの、などは「協業経営体」としての実体のない組織として調査対象から除外している。これに対して 2010 年農業センサスでは、農家以外の農業事業体か否かの判断をそうした実態主義から、組織に農産物の販売名義があるか否かという外形基準で判断する名目主義へ変更した。
- (17) 鈴村（2008）は、稲作取り込みによる収益確保が法人化の条件であるとするが、西川（2013）はその因果関係は明らかではないと批判する。西川（2013）は、集落営農組織が「作業受委託段階から賃貸借段階へ移行し、利用権設定等が可能な法的主体となることが組織として必要になる時に法人化が進むのではないか」と以前は考えたが、それを改めて、「集落営農組織の法人化は、組織の内的必然性によってなされるのではなく、あくまでも政策に対応するための問題」であり、「組織が政策に対して何らかの形式・名目を満たす必要が生じた時に法人化が進む」とする。自然人とは異なり、組織が法的主体となるためには法人とならざるを得ないことから、以前の指摘は重要であり、この点から鈴村を批判することは適切である。法人化は、確かに登記という手続による法的な名目であり、それ自体は何ら経済的・経営的内容の変更を伴うものではなく、実際に狭義の枝番管理型組織でも法人化が可能である。しかしそのことから法人化する必要性・必然性までも否定することは誤りである。
- (18) 農業センサスでは「経営者・役員等」と表示されているが、調査票では「経営の責任者・役員・構成員」とあり、集落営農組織や協業経営では経営者・役員に加えて農業に従事する構成員を含めている。したがって、それを「経営者」（江川）や「集落営農組織の役員」（西川）とすると誤解を生じる。
- (19) 集落営農実態調査は、調査客体が回答した結果ではなく、市町村担当者が調査票に記入回答したものであることから、その数値の精度には限界がある。しかも集落営農であるか否かの判断は難しく、調査経験からは、特に 2 階建組織では、2 階組織が少戸数型で 1 階組織との関係がゆるやかであるものは集落営農と判断されていない事例があり、逆に自らを集落営農とは見ていない少戸数型法人が集落営農とされている事例がある。
- (20) 農業センサスの調査客体について集落営農実態調査の客体であるか否かを農林水産省統計部で事後的にマッピングさせたものであり、数値の確度は高いが、必ずしも全数を把握しているわけではないことに留意が必要である。
- (21) 会社増加には制度的背景もある。2006 年 5 月 1 日の会社法施行によって有限会社が廃止されて株式会社と一体になるとともに、最低資本金制度（会社設立には、株式会社は 1,000 万円、有限会社は 300 万円の資本金が必要であった）が廃止されて 1 円で株式会社を設立できるようになったことから、株式会社の設立が容易となった。なお既存の有限会社は、株式会社に移行することもできるし、従来のまま特例有限会社として存続することもできるが、センサスではともに株式会社として捕捉されている。
- (22) 注(3)に記したように、これには作業受託のみを行う家族経営体を含む。
- (23) 注(37)参照。
- (24) 2010 年の麦類主位 729 経営体のうち 2015 年にも麦類主位であるものは 429 経営体（58.8%）で、207 経営体（28.4%）は稲主位へ、78 経営体（10.6%）は豆類等主位へ、それぞれ移動する。したがって 2010-15 年における麦類主位の減少 209 経営体のほとんどは、稲主位への移行によるものである。また、豆類等主位は増加傾向にあるが、2010 年の 920 経営体のうち 2015 年にも豆類等主位であるものは 651 経営体（70.7%）で、163 経営体（17.7%）が稲主位へ、44 経営体（4.7%）が麦類主位へ移動し、稲主位への移行がある。そして豆類等主位と麦類主位との間での移動があることから両者を兼営するものと見られる。

- (25) 注(20)参照。集落営農経営体数は全体で 8,629 経営体あり、これは集落営農実態調査における 2015 年の販売集落営農組織 10,867 の 79.4%であることから、組織経営体として捕捉されていない販売集落営農組織がある。
- (26) 注(21)に記したように、2006 年の会社法施行によって株式会社設立が容易になった。加えて同法では、農業生産法人（現、農地所有適格法人）の要件である非公開株式会社（株式譲渡制限株式会社）は、議決権制限株式方式の採用によって 1 人 1 票制が可能となり、農事組合法人（協同組合）同様の議決方式が採用できるようになった。こうした株式会社制度の改正を踏まえた集落営農組織の法人化の現状と今後のあり方については別稿を用意したい。
- (27) 農産物販売を行う集落営農を「農産物等の生産・販売活動」を行う組織ではなく、販売経理一元化組織で示している理由は次の 2 点である。第 1 に、集落営農実態調査で「農産物等の生産・販売活動」を把握するようになったのは 2009 年からであり、それ以前については、「生産物の出荷・販売に係る収支」にかかる経理の一元化を行っていることで農産物販売の有無を把握するしかないため、第 2 に、「農産物等の生産・販売活動」には「水稻・陸稻」、「麦、大豆、てん菜、原料用ばれいしょのうち、いずれか」、「その他の作物（畜産物を含む）」に加えて、「農産加工品」の生産・販売があり、農産加工品が含まれているため、である。実際のところ、同調査結果では、農産物の生産・販売を行う組織数よりも販売経理の一元化を行う組織数の方がやや少ないことから、販売経理の一元化組織数を販売組織数とすることは過大評価にはならない。なお、集落営農実態調査の変遷については小野（2014）を参照。
- (28) 集落営農組織が行う活動は農産物の生産・販売以外に、「機械の共同所有・共同利用」、「防除・収穫等の農作業受託」、「農家の出役により、共同で農作業（農業機械を利用した農作業以外）」、「作付地の団地化など、集落内の土地利用調整」があり、非販売集落営農組織には構成員の機械作業を組織で行う（員内受託する）受託組織に加えて、防除組合や土地利用調整組織も含まれる。
- (29) 第 2-1 図の注 3)にもあるように、水田作主位販売組織経営体は、稲主位、麦類主位、豆類等主位の合計、水田作受託組織経営体は、水稻作と大豆作の合計としている。作業受託の事業部門別経営体数は重複があるため、水稻作、麦作、大豆作の合計は、水田作の実数よりも過大になる。2010 年における麦作受託組織経営体 924 のうち 693 経営体（75.0%）が水稻作も受託しており、麦作受託の多くが稲作受託と重複していることから、水稻作と大豆作の合計を水田作とした。なお、2000 年農業センサスでは受託金額主位作物別のデータがあり、水稻作主位、麦作主位、大豆作主位を合計した 13,940 経営体は、事業部門別の 3 者合計数 16,337 経営体よりもむしろ水稻作と大豆作の合計数 13,949 経営体に近い。
- (30) 農事組合法人には、「農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業」を行うだけの 1 号法人と「農業の経営」を行う 2 号法人、そして両者を行う 1、2 号法人がある。農業生産法人である農事組合法人は 2 号法人と 1、2 号法人があるが、集落営農法人は 1 号法人も含んでいる。
- (31) 2015 年農業センサス個票の再集計によって、経営耕地規模別の経営体数を販売額主位作物別に簡単に記しておく。全体では経営耕地なし層が 14.4%と高い一方で 20ha 以上層が 27.7%あり、ファームサイズの両極が厚く、販売農家とは全く異なる構成である。そして経営耕地なし層は養鶏主位、養豚主位の中小家畜飼養経営が半数、同階層を除く 5ha 未満層は園芸作が半数を占め、経営面積での下層は、中小家畜の畜産経営と園芸作経営である。稲主位は 5ha 未満層の 21.8%、5～20ha 層の 48.3%、20～50ha 層の 75.4%、50ha 以上層の 64.3%（都府県では 81.1%）をそれぞれ占める。麦類作主位と豆類等主位を含めた水田作主位では、20～50ha の 86.5%、50ha 以上層の 76.0%（都府県では 90.2%）を占め、大面積経営ほど水田作主位の比重が大きい（北海道は 50ha 以上層のうち稲主位が 15.3%、豆類等主位が 14.7%、酪農主位が 34.5%である）。
- (32) 販売総額は、各階層の中位数に当該階層の経営体数を乗じて求めた。ただし最上層（5 億円以上）は販売金額の実額（億円単位）を用いて集計している。
- (33) 同表は小田切（2008）を参考にしている。
- (34) 果樹主位では農協のシェアが高いため、会社のシェアが低い。

- (35) 肉用牛主位の農事組合法人の50%階層以上層は、販売組織経営体数では1.9%であるが、農産物販売総額では24.5%を占め、会社に比してかなり大規模である。
- (36) 水田作受託組織経営体の計が水稻作と大豆作の合計である理由については注(29)を参照。
- (37) 農協法改正によって2002年から農事組合法人から有限会社や株式会社に直接組織変更することが可能となり、実際に転換した事例がある。
- (38) 注(21)に記したように、2006年の会社法施行によって有限会社制度が廃止されたため、特例有限会社は農業センサスでは株式会社として表章される。
- (39) 「経営体外」は、データは接続するが片方の年次の営農が農業経営体の基準に満たないもの、「接続不可」は片方の年次に営業していない、あるいは転居等のためにデータを接続できないものである。農業センサスは調査前年の営農実態を補足するものであることから、2015年に組織経営体であるもののうち、2010年農業センサス調査時に組織はあるが、2009年の営農実績が基準に満たないものは「2010年に経営体外」となる。また2010年と「接続不可」の多くは2010年調査以降に新設された経営体であるとみられるが、一部には2010年に存在していたが捕捉されていなかったものも含むと考えられる。同様に2010年の組織経営体のうち2015年の調査時に組織はあるが、2014年の営農実績が基準に満たないものは「2015年に経営体外」となり、また2015年までに廃業、あるいは移転した経営体は「接続不可」となる。
- (40) 組織の構成員外から米麦作や大豆作の作業受託（外部受託）を行う受託組織や、構成員のそれら作業を行う（内部受託する）共同作業組織が、水田経営所得安定対策に対応して販売経理の一元化を行う組織に移行する場合、従前の非販売組織が販売組織に転換することもあるが、従前組織を解散、あるいはそのままにして、販売組織を新設することがほとんどである。農業センサス上では、前者は受託組織経営体から販売組織経営体への直接移行、後者は受託組織経営体の退出と販売組織経営体の進入、として補足される。なお、従前組織とは別に新組織を設立する理由の一つは、従前の組織が非法人でありつつ利益を繰り越している場合、従前組織が法人税法上で法人とみなされて、遡って法人税を課税される可能性があるため、それを避けるためである。もう一つの理由は、補助金によって機械施設を所有しその償却期間中である組織が法人化する場合に法人へ機械施設を移管すると譲渡税等が発生するためである。また水田経営所得対策の過去実績は作業受託者のものとなることから、外部受託を行う受託者の組織から委託者を含む地域ぐるみ型組織へ再編成することがあり、この場合にも従前組織とは別に新組織を設立することがある。
- (41) 販売組織経営体へ移行する前の家族経営体のデータと比較するとより詳細に分かるが、それは今後の課題とする。
- (42) 調査方法が全面自計方式に変更になったため、調査客体が、家族経営体と回答したり組織経営体と回答したりすることがあり得る。農業センサス調査票の家族経営体の調査項目は、組織経営体にはない家族に関するものが多数あることから、その回答を忌避して家族経営でありながら「組織経営体である」と回答する者（特に男子の経営者）がいるのではないかという指摘がある。また注(12)にあるように、2015年農業センサスでは調査員の判定に変更になったことから、2010年に組織経営体であったものが2015年に家族経営体と判定されることがあり得る（その逆もあり得る）。
- (43) 移行組織のうち稲主位の非法人と農事組合法人の経営耕地面積規模について触れておく。直接移行した282経営体のうち、経営耕地面積3ha未満は34.4%、20ha以上は29.4%である。進入した1,610経営体のうち、経営耕地面積3ha未満は2.6%、20ha以上は36.3%である。3ha未満の小規模組織は鈴木（2008）が想定する経営体であり、20ha以上の組織は西川（2013）が想定する経営体であり、前者は直接移行した組織に多く、後者は直接移行と進入の両者に多くある。
- (44) 小野（2013）は「東北では増加した組織の多くは農業機械を所有せず、特にトラクタやコンバインは大半の組織が所有していない」と指摘した。しかし、この指摘は東北全体の傾向としては不正確であった。東北の動向は、宮城県で両機械を所有する販売組織経営体が半減したことが影響していた。宮城県では、少戸数の協業経営体が集落営農組織へ再編成されつつ、従来の協業経営体が機械を所有し、新たな集落営農組織は機械を所

- 有していないため、そうした結果となったと見られる。この点、平林・小野（2015b）で評価を修正した。
- (45) 集落営農組織であるか否かは 2015 年の判定結果を用い、その経営体の 2010 年のデータを用いて、2010 年の値としている。そのため、2010 年に集落営農組織であったが 2015 年には集落営農組織として把握されなかった組織や 2015 年に活動停止していた組織が含まれておらず、逆に 2010 年に集落営農組織とされなかったが 2015 年に集落営農組織として捕捉された組織を含んでいる可能性がある。
- (46) 2015 年集落営農実態調査の個票を再集計すると、販売集落営農組織に参加する 1 組織当たり農家数は、非法人で 33 人、農事組合法人で 40 人、会社で 52 人であり、会社にも地域ぐるみ型組織が多くある。しかし会社では農従構成員数が構成員の一部に限定されているということである。
- (47) 専従者は、250 日以上従事の農従構成員数を示すことが適切であるが、紙幅の関係からここで概要のみ記す。階層別平均で同人数が 0.8 人以上である階層は、集落営農以外の経営体では、非法人の 30～50ha 以上層、農事組合法人の 20～30ha 以上層、会社の 3～10ha 以上層であり、集落営農法人では、非法人の 30～50ha 以上層、農事組合法人の 10～20ha 層と 30～50ha 以上層、会社の 10～20ha 以上層である。

〔引用文献〕

- [1] 江川章(1998)「農家以外の農業事業体の動向」『農業総合研究』第 52 巻第 2 号、農業総合研究所
- [2] 江川章(2013)「農家以外の農業事業体の動向とその特徴」『集落営農展開下の農業構造－2010 年農業センサス分析－』構造分析プロジェクト[統計分析]研究資料第 3 号、農林水産政策研究所
- [3] 橋詰登(2017)「東北水田農業の担い手形成と土地利用の変化」『第 53 回東北農業経済学会山形大会報告要旨』
- [4] 平林光幸・小野智昭(2013)「東北地域における『枝番管理』型集落営農組織の特徴と展望－秋田県X地区を事例に－」『2013 年度日本農業経済学会論文集』、日本農業経済学会
- [5] 平林光幸・小野智昭(2015a)「東北稲作・畜産複合地域における水田農業の展開と担い手構造－岩手県花巻市の開田地域(D 地区)を事例として－」『農林水産政策研究』第 24 号、農林水産政策研究所
- [6] 平林光幸・小野智昭(2015b)「東北農業の担い手と個別経営の経済環境」『東北水田地帯における地域農業の担い手と構造変化－秋田県及び岩手県を事例として－』構造分析プロジェクト【実態分析】研究資料第 5 号、農林水産政策研究所
- [7] 今村奈良臣(1982)「企業的農業経営体の存在構造」磯辺俊彦・窪谷順次編『日本農業の構造分析』農林統計協会
- [8] 窪谷順次(1987)「日本農業のもう一つの担い手」『農業総合研究』第 41 巻第 4 号、農業総合研究所。
- [9] 松木洋一(1992)『日本農林業事業体分析』日本経済評論社
- [10] 西川邦夫(2013)「組織経営体の展開と地域農業の構造変動－都府県水田農業を対象に－」安藤光義編『日本農業の構造変動』農林統計協会
- [11] 農林水産政策研究所(2015)『東北水田地帯における地域農業の担い手と構造変化－秋田県及び岩手県を事例として－』構造分析プロジェクト【実態分析】研究資料第 5 号
- [12] 農林省統計調査部(1952)「結果の解説」『1950 年世界農林業農業センサス結果概要第4集－農家以外の農業事業体の部－』農林統計月報通巻第 144 号
- [13] 農林水産省大臣官房統計部(2014)『2015 年農林業農業センサス実査・審査の手引き(農林業経営体調査)』。
- [14] 小田切徳美(2008)「日本農業の変貌」小田切徳美編『日本の農業－2005 年農業センサス分析－』農林統計協会
- [15] 小野智昭(2013)「水田農業における担い手形成と農地集積」『集落営農展開下の農業構造－2010 年農業センサス分析－』構造分析プロジェクト[統計分析]研究資料第 3 号、農林水産政策研究所
- [16] 小野智昭(2014)「集落営農実態調査の変遷と集落営農の類型」『2014 年度日本農業経済学会論文集』
- [17] 鈴木源太郎(2003)「水田農業における農家以外の農業事業体の新展開」橋詰登・千葉修編『日本農業の構造変化と

展開方向—2000 年農業センサスによる農業・農村構造の分析—』農山漁村文化協会

- [18] 鈴村源太郎 (2008)「農家以外の農業事業体を基軸とした構造変化」小田切徳美編『日本の農業—2005 年農業センサス分析—』農林統計協会
- [19] 鈴村源太郎 (2018a)「農業経営体・組織経営体の展開と構造」農林水産省編『2015 年農林業農業センサス総合分析報告書』農林統計協会
- [20] 鈴村源太郎 (2018b)「法人・集落営農組織区分に基づく組織経営体の構造分析—2015 年農業センサスと集落営農実態調査のマッチングデータを用いて—」『農業問題研究』第 49 巻第 2 号, 農業問題研究学会
- [21] 暉峻衆三 (1971)「国家独占資本主義のもとでの農民層分解」井野隆一・暉峻衆三・重富 健一編『国家独占資本主義と農業』大月書店
- [22] 宇佐美繁 (1993)「農家以外の農業事業体の性格」磯辺俊彦編『危機における家族農業経営』日本経済評論社
- [23] 八木宏典 (2017)「わが国における大規模水田作経営の特徴と持続可能な経営をめぐる諸問題—2015 年農林業農業センサスから見えるもの」『農業研究』第 30 号, 日本農業研究所